

貧困問題をこれ1冊でわかりやすく解説

これで研修・授業・講座ができる！

貧困問題 レクチャーマニュアル



イントロダクション 貧困は遠い世界のはなし？

第1章 貧困ってなんだろう？

第2章 貧困の今むかし

第3章 がんばって働けばなんとかなる？

第4章 どうしてホームレスになるの？

第5章 国や自治体はどんなことをしているの？

第6章 生活保護ってどんな制度？

第7章 生活保護って不正受給も多いんじょ？

第8章 女性や障がい者は貧困におちいりやすい？

第9章 子どもの貧困ってなに？

第10章 私たちにできること

参考資料（生活保護申請書）



認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい

はじめに

「貧困」とは何でしょうか？

テレビや新聞などのメディアで「貧困」の文字を目にすることもめずらしくなくなりましたが、あなたはどれくらい貧困のことを知っていますか？

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、〈もやい〉）では、貧困問題について幅広い層の方々に考えていただきたくて、このレクチャーマニュアルを作成しました。

このレクチャーマニュアルで学びとったものを、さらに多くの人に広めていただければ、貧困問題への理解は加速度的に広がっていくものと期待しています。多くの人が関心をもち、貧困の現状を知ることで、日本の貧困をめぐる状況も変えていくことができるのではないかと思います。

レクチャーマニュアルの活用方法

このレクチャーマニュアルでは、貧困問題を10の切り口からわかりやすく解説しています。ご自身の理解を深めると同時に、学校の授業や仲間内での勉強会にお使いになることもできます。

最初の章から順番に勉強していただいてもいいですし、興味のある章だけをピックアップしても学習できるように構成しています。

ただ、イントロダクションだけは、必ず最初にお読みになることをおすすめします。まずは貧困を、自分の問題として、自分が暮らすこの社会の問題として、身近に感じていただければと思います。

なお、学校の授業などでお使いになる場合、生徒のなかには、生活保護を利用している家庭の子、ひとり親の家庭の子、障害のある子、性的マイノリティの子など、さまざまな状況や性質を抱えている子どもたちが存在するでしょう。彼らのバックグラウンドに留意しつつ、貧困問題の学習を、属性で人を判断したり差別したりしない人間を育てる好機としていただければ幸いです。

※内容は2015年2月現在の状況にもとづいています。



このたび、生活協同組合パルシステム東京より助成をいただき、この冊子を作成することができました。活動へのご理解と、ご支援・ご協力に感謝いたします。

目次

レクチャーマニュアルの構成	2
イントロダクション 貧困は遠い世界のはなし？	4
第1章 貧困ってなんだろう？	8
第2章 貧困の今むかし	12
第3章 がんばって働けばなんとかなる？	16
第4章 どうしてホームレスになるの？	20
第5章 国や自治体はどんなことをしているの？	24
第6章 生活保護ってどんな制度？	28
第7章 生活保護って不正受給も多いんじょ？	32
第8章 女性や障がい者は貧困におちいりやすい？	36
第9章 子どもの貧困ってなに？	40
第10章 私たちにできること	44
参考資料（生活保護申請書）	48

みんなで
学ぼう！

ぼよよんです。
よろしく！



名前：ぼよよん
性格：温和
困っている人を
放つておけない
好物：日本茶

みんなで「ぼよよん」といっしょに
「貧困」について勉強しましょう。

●ぼよよんストーリー●

ぼよよんは、世の中に「貧困」が広がり、不安や心配事を持つ人が増えていくのを放つておけず、みんなの苦しい気持ちやガマン、ため息を飲み込んでいくうちに、こんなポッチャリ体型になりました。

でも、みんなで「貧困」について学び、自分にできる事をしていくば、世の中は良い方に変わって、笑顔の人も増えるはず。そうすれば、ぼよよんもスマート体型になり、安心して心地よく暮らせるようになるでしょう。

(キャラクターデザイン／株式会社ミックスフィックス)

レクチャーマニュアルの構成

1つのトピックを4ページで説明しています。

各章には、以下に説明するような要素が含まれています。

【学習のねらい】
その章でとくに考えてほしいことや、学びとってほしいこと。学習をはじめる前に確認しておきましょう。

【これだけは知っておきたいキホンの「キ】】
その章のトピックについて、概要を解説。まず最初に押さえておくべきポイントをまとめました。

【データから考えてみよう】
貧困をめぐる現状を客観的な数値から考えます。また、データをグラフや表で見ることで、視覚的に理解します。

第1章 貧困ってなんだろう?

第1章 貧困ってなんだろう?

学習のねらい

- 貧困の定義や、貧困の現状を知る。
- 貧困を自分の問題としてとらえる。
- 海外の貧困の状況と比較する。

これだけは知っておきたいキホンの「キ」

日本に「貧困」ってあるの?

「社会的に解決しないといけない大問題としての貧困はこの国にはない」
これは、2006年6月、当時の国務大臣の発言です。「貧困」と聞いて、私たちは何を思い浮かべるでしょうか。
「ごはんが食べられない」「住むところがない」「病院に行くことができない」「学校に行かせてもらえない」……。
私たちがイメージする「貧困」は、もしかしたら、飢餓や感染症など、アジアやアフリカなどの「貧困」かもしれません。では、先進国には、日本には「貧困」は存在しないのでしょうか。
あなたは、通勤・通学の際に駅や道路でホームレスの人を見たことはありますか? 生活に困窮して生活保護制度を利用している人は身边にいませんか? 経済的理由から自ら命を絶ってしまう人が年間で何千人もいるのは知っていますか?
そう。もちろん、日本にも「貧困」は存在します。それは、もしかしたら、飢餓や感染症のように「見えやすい」ものではないのかもしれません。しかし、「見えづらく」ても、確かに「貧困」は存在し、「見えない」ことにより、たくさん的人が孤立しているのです。

用語解説

○自殺
日本の自殺率は年間3万人前後で推移しており、とくに男性中高年齢の自殺率は世界でもトップレベルである。(内閣府、2014)。

絶対的貧困と相対的貧困

「貧困」について考える指標として「絶対的貧困」と「相対的貧困」という概念があります。

・絶対的貧困
1日1ドル以下の生活 約12億人(約30億人が1日2ドル以下) 「人間開発報告書」2000年

・相対的貧困
国民一人ひとりを所得ごとに順番にならべ、真ん中の人の所得の半分(※)に満たない人の割合

※OFCDの指標で日本もこれを採用しているが、EU諸国では「半分」ではなく「60%」に満たない。

■ 国の収入は歳入といい、収益と国債となる。■ 一般会計歳入のうち割合は借金でまわっている状況である。

【用語解説】
本文に出てきた用語や、本文に関連するキーワードについて解説しています。
本文に出てきた用語には●、関連ワードには○をつけています。

【やってみよう】

実際に自分で手を動かしたり足を運んだりして、理解を深めましょう。グループワークでも、個人ワークでもOKです。この部分をコピーして配布したうえで取り組むのもよいでしょう。

第5章 国や自治体はどんなことをしているの？

やってみよう あなたの収支を考えてみよう！

給与明細を確認しよう！

あなたの給与明細のなかで、社会保険料や税金の占める割合はどのくらいでしょうか。（学生のみなさんは親御さんに教えてもらいましょう）

総支給額：100%

国庫年金（厚生年金等）：_____円（%）
雇用保険料：_____円（%）
介護保険料：_____円（%）
健康保険料：_____円（%）
所得税・住民税など税金：_____円（%）

ポイント解説

- 給与明細
まだ贈与をもらったことがありますか？
- どのくらい生徒さん、学生さんは、何の一歳頃から「貯金」「貯蓄」に分かれておひいきですか？
- 引支金額」というのがいる場合、「日積分所持額」であり、「手取り」と呼ばれるものである。

月にいくら消費税を払っているか計算しよう

あなたの1か月の支出のなかで、消費税として支払っている金額は、いつたいいくらになるでしょうか。計算してみましょう。

みんなで話そう 一人ひとりの生活とワークに必要な情報などについて解説しています。

みんなで話そう あなたの生活が貧困におちいったら？

何に困る？

あなたの生活が相対的貧困ライン以下だったら、何に困るでしょうか？
あるいは、何も変わらないでしょうか？

グループで議論してみましょう。（10分）

より深く知るために 貧困率の国際比較

日本は世界第3位の経済大国といわれていますが、相対的貧困率をみてみると、OECD諸国の中では、実は貧困率が高いほうから4番目（2004年時点）。日本より貧困率が高いのは、アメリカ、トルコ、メキシコ。一方で、貧困率が低いのは、デンマークやスウェーデンなどといった北欧諸国など「福祉」と呼ばれる国々です。

これらの国では、雇用や社会保障などのしみで、多くの国民が安定した生活を送れるように社会全体で取り組んでいることがうかがえます。では、日本はどうかというと、近年、相対的貧困率は上昇し続けています。社会全体として、貧困や格差をどうやってなくしていくのか、もっと議論していく必要があります。

相対的貧困率 各国比較

国	相対的貧困率 (%)
デンマーク	5.3
スウェーデン	5.3
オーストラリア	5.8
オーストリア	6.6
ルーマニア	6.8
フランス	7.1
ハンガリー	7.1
アイスランド	7.1
フィンランド	7.3
オランダ	7.7
ブルガリア	8.1
スペイン	8.3
ベルギー	8.7
ユーローランド	10.8
イタリア	11.1
ギリシャ	11.4
カナダ	12.0
オーストラリア	12.6
オランダ	12.9
スペイン	14.1
日本	14.9
米国	14.6
イギリス	14.8
アーバン	17.1
トルコ	17.5
メキシコ	18.4

（OECD “Growing Unequal” 2008年度）

【みんなで話そう】

ディスカッションのテーマです。付せんや模造紙を使って、意見を書き出してみるなど、やりかたを工夫してみましょう。所要時間が示してありますが、あくまで目安です。

【より深く知るために】

一步踏み込んで知りたい人のための情報です。余裕があれば、こちらもぜひ読んでみてください。

【より深く学べる資料】

さらに学びを深めたい人のために、参考になる書籍や映画などをリストアップしています。この冊子で学ぶ内容はほんの入り口です。理解を深めるために、興味をひかれた1冊・作品があれば、ぜひ手にとってみましょう。

岩田正美『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書、2007年
湯浅誠『貧困襲来－〈貧困〉は自己責任じゃない！』山吹書店、2007年
湯浅誠『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年

イントロダクション 貧困は遠い世界のはなし？

学習のねらい

- 貧困を自分の問題として考える。
- 人生のさまざまな困難が貧困に結びついてしまう社会構造を理解する。
- 自分と違う他者に思いをはせる。

これだけは 知っておきたいキホンの「キ」



そもそも なんで
ひんこんについて
学ぶの？

あなたの「^た溜め」は？

あなたには自分が困ったときに相談できる人はいますか？ 病気になったときに看病してくれる人はいますか？ 勉強がつらいとき、仕事が苦しいときにまぶたを閉じて思い浮かぶ人がいますか？

受験に失敗しても浪人できるし、両親の援助で私立の学校にいくこともできる。もし会社をクビになっても貯金があるから大丈夫。貯金がなくなってしまっても実家に帰れば何とかなる。

このように、家族の支えや金銭的な支えによって失敗が許されたり、うまくいかなくともそれがそのまま転落人生への一歩にならない人も存在します。

しかし一方で、国立大学に受からないと経済的に行ける大学がない。大学に行けても奨学金で借金を背負わなければならぬ。この会社をクビになつたら次の就職先はみつからない。ギリギリの生活で貯金もない。親はもう他界していて帰る場所もない。そんな状況に追い込まれてしまう人もいます。

このように私たちは、金銭的な面だけでなく、家族の援助、恋人や友人の支え、精神的なゆとりや自信など、さまざまなものに無意識に守られています。この、何かまずいことが起こったときに私たちを守ってくれるもの、「溜め」といいます。

「五重の排除」と貧困

この「溜め」が失われた状態、それこそが「貧困」ということができるかもしれません。また「溜め」が少ないと、弱くなってしまうときに、さまざまな要素が重なり貧困におちいってしまいます。

とくにこの社会では、教育、雇用、家族、制度、そして自分自身（意欲）から五重に排除されてしまうと、収入、つながり（人間関係）、住まい、健康状態、そして希望（自信）を失い、貧困状態におちいるだけでなく、貧困状態に固定化されてしまったり、そこから抜け出すことができなくなってしまいます。

生まれた家庭の状況により高等教育を受けることができない。これは**教育課程からの排除**です。将来的には低所得から抜け出せない可能性が高まり、まっとうな生活を送る権利を奪われてしまうかもしれません。

雇用でいうと、一度非正規労働者になつてしまふとなかなか正社員にはな

用語解説

●溜め

湯浅誠がその著書の中で使っていることは。金銭的な「溜め」、人間関係の「溜め」、精神的な「溜め」などがある。「溜め」の状況は人によって異なり、もって生まれたものや後天的なさまざまな要因に影響される。

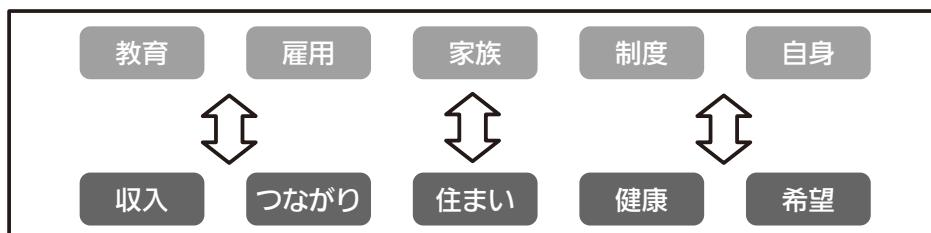
困った状況になったときにがんばれるかどうかかも「溜め」の状況に左右される。あなたががんばって何かを達成したとき、それがあなたの努力や実力だけによって達成できたのかどうか、ぜひ考えてみよう。

れません。低賃金で貯金もできなかったり、いざというときの雇用保険に加入させてもらえないかったり、働かされすぎてうつ病になってしまったり……。これらすべてが貧困と直結します。

家族がいて、家族が教育費を払ってくれるなら、失業しても家族が養ってくれるなら大丈夫かもしれません。もし家族が援助できないなら「制度」が支える必要があります。しかし残念ながら、制度に対する誤解や偏見、役所の間違った対応により、制度からも排除されてしまう人があとをたちません（第6章、第7章参照）。

そのように排除され続ければ、健康を害してしまったり、自信を失い意欲をくじかれてしまったり、将来への希望や人生の展望を描けなくなってしまうことでしょう。社会によって構造的に「排除」され続けるということには、その人の力を奪い、貧困におとしいれ、貧困状態にとどめてしまうという恐るべき力があるのです。

貧困の要因となる5つの「排除」



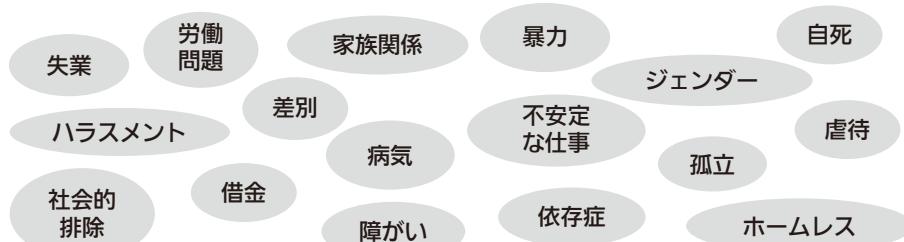
貧困は「要因」であり「結果」

たとえば、人は仕事を失っただけでは貧困にはおちいりません。さまざまな「排除」を受けてしまっても、何とかつかまるところがあれば、ギリギリやっていくことができるかもしれません。

しかし実際には、失業の背景に労働問題があったり、ハラスメントがあったり、その影響で気持ちが落ちこんでしまったりするかもしれません。それが貧困の要因になることもあれば、逆に貧困状態が続くことで徐々に精神的にまいってしまう場合もあるでしょう。

私たちの社会のさまざまな問題が貧困の背景には存在し、それらは重層的かつ複雑に重なり合い、互いに連鎖し、貧困の要因になったり貧困の結果引き起こされたりしているのです。その意味で、貧困はけっして自分には関係のない問題ではなく、すぐとなりにあるものなのです。

私たちは「貧困」にどのように立ち向かっていけばいいのか。このレクチャーマニュアルと一緒に考えていきましょう！



貧困は、重層的な問題 ⇒ 貧困は「要因」でもあり、「結果」でもある

●教育課程からの排除
生まれ育った家庭が経済的に苦しくても、努力して奨学金をとり、学業を修め、高収入の仕事につく人ももちろんいる。

それはもともと学業にすぐれた能力をもっていたとか、近所に勉強を教えてくれる大学生がいたとか、静かに勉強に集中できる空間を確保できたとか、親に進学に対する理解があったとか、なにかしら「溜め」があったのかもしれない。

現実は、家庭が経済的に苦しいと、なかなか大学に行けなかったり、行けても卒業後に奨学金の返済が生活を圧迫してしまうことが多い。

○さまざまな問題と貧困

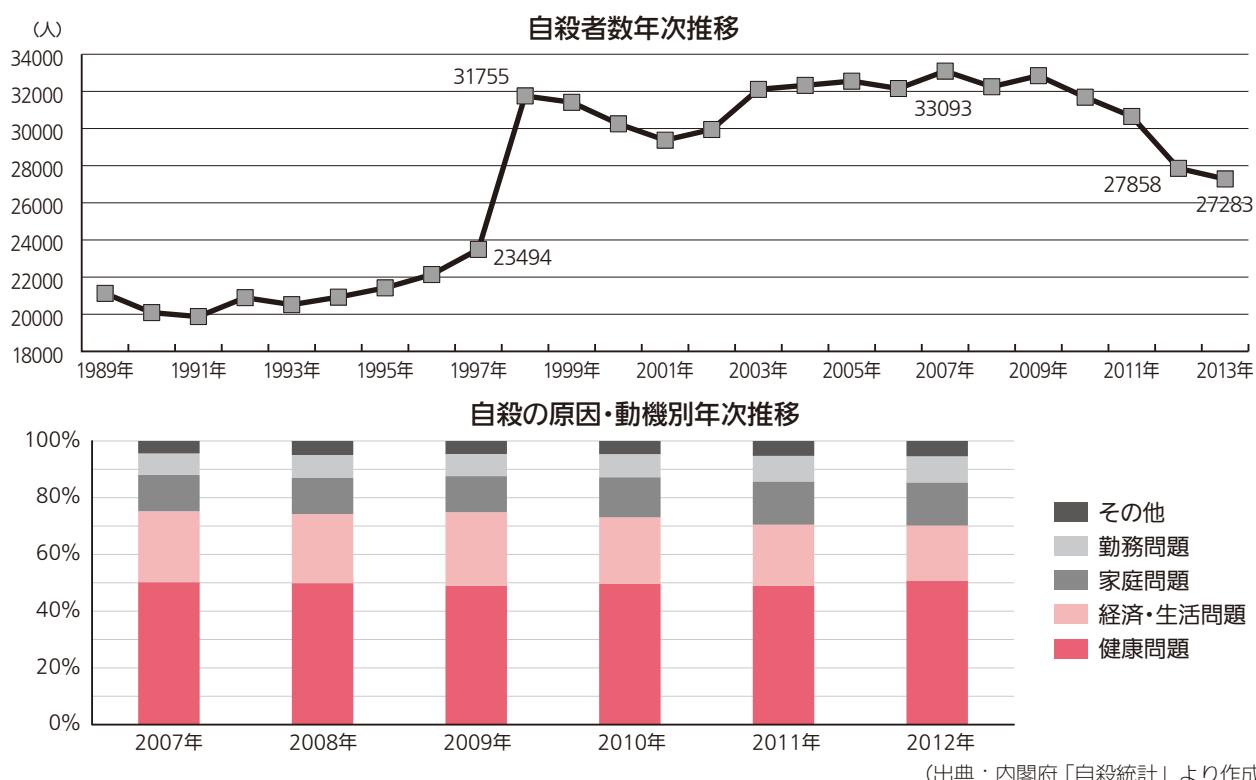
さまざまな問題が貧困を引き起こすこと、貧困がさまざまな問題を引き起こすことについては、第1章以降この冊子のなかでひとつひとつ解説していく。

データから考(え)てみよう

日本では年間に約3万人の自殺者がいます。「溜め」が失われ、さまざまな「排除」を受け、その結果として自殺してしまう人が少くないかもしれません。自殺をする理由のなかにはもちろん個人的な事情によるものもたくさんあるでしょう。しかし、なかにはすでにある社会のしくみや構造により防げるものも少くないといわれています。そのひとつは経済的な理由（貧困）によるものです。

1998年以降3万人を超えていた自殺者は2009年をピークに減少に転じますが、自殺の原因・動機別年次推移をみると、経済・生活問題を理由にあげる人はおむね2~3割とまだまだ多く、本来であれば解決できたかもしれない課題で自ら命を絶つ人が少くないことをあらわしています。

貧困はそれだけでもつらく苦しいことであるのに、それに手を差し伸べるどころか、排除し、行く場を奪ってしまう。私たちの社会はこの状態を放置していいのでしょうか。



(出典：内閣府「自殺統計」より作成)

やってみよう あなたにはどんな「溜め」がありますか？

「溜め」を書き出してみよう！

あなたには困ったときに相談できる人はいますか？ また、その人には何をどこまで相談できますか？

あるいは、たとえ失敗しても失わない、自分に対する自信をもっていますか？

あなたがどんな「溜め」をもっているのか、書き出してみましょう。（5分）

みんなで話(そ)う これって本当に自己責任？

議論してみよう！

貧困状態におちいっている人には、自分ではどうしようもないさまざまな要因が重なった結果、困ってし

もう人が多くいます。しかし、努力していないだけ、怠けている、甘えていると見える人もいるかもしれません。ここでは、

- ・努力しない人、怠けている人は自己責任だから税金で支援する必要はない
- ・たとえどんな人でもこの社会で生きている人である以上支援するべきだ

の2つのグループにわかれ、以下のような人たちについて、その背景の「溜め」を意識しながら議論してみましょう。(20分)

- ・仕事を1か月周期で辞めてしまう若者
- ・若いころに年金を払っていなかった高齢者
- ・給料が少ないので子どもが5人いて、生活保護を利用している夫婦

より深く知るために

生活保護世帯の高校生の声

ここでは、自立生活サポートセンター・もやい理事の稻葉剛あてに、生活保護世帯の高校生から届いたメールを紹介します。彼女の切実な声に耳を傾けてみましょう。

「私の人生は普通の高校生が送ってきた人生とはかなりかけ離れていると思います。恐らく想像もつかないでしょうし、話せば同情、偏見様々な意見があるでしょう。」と彼女は言い、自分の親を恨んでいると書いています。

専門学校に進学するためにアルバイトをしている彼女は、「高校は通学に1時間半かかる高校に通っていて朝は4時半に起きて弁当を作り、学校帰りにそのままバイトに行き、帰宅するのは22時頃。勉強もありますし家事をしたりで寝るのは0時か1時」という生活をおくっています。

(中略)

アルバイトについて、彼女は「高校生のバイト代が生活費として差し引かれるのは当たり前のように思われていますが、学校に通い成績上位をキープしながらバイトをするということがどれだけ大変なことか分かって頂きたい。そしてバイトをするのは決して私腹を肥やすためではないことを。」と言います。

彼女の不安は自分の将来にも及びます。高校時

代の奨学金の返済は84万円になり、専門学校に進んだ場合、さらに200万円以上かかる見込みだと思います。そして、親元から離れ、経済的に自立をしたとしても、親が生活保護を利用している限り、福祉事務所から、親族としての扶養義務の履行を求められることになります。

(中略)

「子が親を養うことも当たり前のように思われていますが、それは恨んでいる親を自分の夢を捨ててまで養えということなのでしょうか。成績は充分であるにも関わらず進学は厳しいというこの状況はおかしいのではないか？」

メールの最後に彼女はこう訴えています。

「私がどうしても伝えたいことは生活保護受給家庭の子供は自分の意思で受給しているわけではないということです。生活保護への偏見を子供に向けるのはおかしいです。不正受給ばかりが目につき本当に苦しんでいる人のことが見えなくなつてしまいませんか。選挙権がない私には国を動かす方々を選ぶことができません。だからこそ生活保護受給家庭の子供について国を動かす方々にはもっと考えて頂きたいと思います。」

稻葉剛『生活保護から考える』(岩波新書、2013年) より抜粋



より深く学べる資料

さいきまこ『陽のあたる家—生活保護に支えられて』秋田書店、2013年

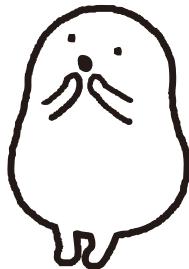
湯浅誠『どんとこい、貧困!』イースト・プレス、2011年

和久井みちる『生活保護とあたし』あけび書房、2012年

第1章 貧困ってなんだろう？

学習のねらい

- 貧困の定義や、貧困の現状を知る。
- 貧困を自分の問題としてとらえる。
- 海外の貧困の状況と比較する。



これだけは 知っておきたいキホンの「キ」

日本に「貧困」ってあるの？

「社会的に解決しないといけない大問題としての貧困はこの国にはない」

これは、2006年6月、当時の国務大臣の発言です。「貧困」と聞いて、私たちは何を思い浮かべるでしょうか。

「ごはんが食べられない」「住むところがない」「病院に行くことができない」「学校に行かせてもらえない」……。

私たちがイメージする「貧困」は、もしかしたら、飢餓や感染症など、アジアやアフリカなどの「貧困」かもしれません。では、先進国には、日本には「貧困」は存在しないのでしょうか。

あなたは、通勤・通学の際に駅や道路でホームレスの人を見たことはありませんか？ 生活に困窮して生活保護制度を利用している人は身近にいませんか？ 経済的な理由から**自ら命を絶ってしまう人**が年間で何千人もいるのは知っていますか？

そう。もちろん、日本にも「貧困」は存在します。それは、もしかしたら、飢餓や感染症のように「見えやすい」ものではないかもしれません。しかし、「見えづらく」ても、確かに「貧困」は存在し、「見えない」ことにより、たくさん的人が孤立しているのです。

用語解説

●自殺

日本の自殺者数は年間3万人前後で推移しており、とくに男性中高年層の自殺率は世界でもトップレベルである。(内閣府、2014)。

絶対的貧困と相対的貧困

「貧困」について考える指標として「絶対的貧困」と「相対的貧困」という概念があります。

・絶対的貧困

1日1ドル以下の生活 約12億人（約30億人が1日2ドル以下）
「人間開発報告書」2000年

・相対的貧困

国民一人ひとりを所得ごとに順番にならべ、真ん中の人の所得の半分（※）に満たない人の割合

※OECDの指標で日本もこれを採用しているが、EU諸国では「半分」ではなく「60%」に満たないものを相対的貧困としている。

「絶対的貧困」による貧困は、1日1ドル（アメリカドル）以下の生活をしている人があてはまり、2000年の「人間開発報告書」によれば、世界で約12億人が該当し、1日2ドル以下の生活をしている人は約30億人といわれています（2000年の総人口約61億人）。

もちろん、国や地域によって物価は違います。それでも、1ドル=日本円で約100円での生活というのは、食べるものを買えない、安全な水を得られない、学校にも病院にも行くことができない、などの相当な困窮状態にあるといえるでしょう。

一方で、「相対的貧困」とは、その国で生活している人のなかで、相対的に、つまり周囲の他の人たちとの比較において、貧困状態にある人がどのくらいいるか、という指標です。国民一人ひとりを所得ごとに順番にならべたときの、真ん中の人の値（中央値）の半分に満たない人の割合で計算します。

相対的貧困率の算出方法

- ①可処分所得を計算する（所得から税金や社会保険料を引く）
- ②等価可処分所得を計算する（可処分所得を世帯人数の平方根で割る）
- ③等価可処分所得ごとに全員ならべたときの中央値（1億人いたら5000万番目の人への値）を計算する
- ④中央値の2分の1以下の人の割合をだす。

2012年の日本だと、この真ん中の値が244万円（月に使えるお金が約20万円）、そしてその半分以下、すなわち122万円（月に使えるお金が約10万円）以下の人が、16.1%となり、近年、相対的貧困率は上昇しています。

このように、「貧困」といってもさまざま。先進国の中にも「貧困」は存在し、日本でも6人に1人が貧困状態にあるといわれています。

相対的貧困率の年次推移



（出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」より作成）

用語解説

○所得再分配

社会のなかで所得（収入）を公平に配分するために、租税制度や社会保障制度、公共事業などを通じて、高所得者から低所得者へ所得を移転させること。

○ジニ係数

社会における所得分配の不平等さを測る指標で、値が0に近いほど格差が少なく、1に近いほど格差が大きい状態であることを示す。

日本のジニ係数は、2011年のデータでは0.5536となっている。

やってみよう あなたは貧困？

あなたの所得（等価可処分所得）を計算してみよう

前頁で説明した相対的貧困率の算出方法を参考に、あなたの②等価可処分所得を算定し、③中央値、④中央値の2分の1（相対的貧困ライン）と比べてみましょう。

(例) 年収 500 万円 4人家族の場合

① $500 \text{ 万円} \times 0.8 = 400 \text{ 万円}$ (仮に所得 $\times 0.8$ を可処分所得の算定方法とします)

② $400 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{ 万円}$

$\Rightarrow 244 \text{ 万円 (中央値)} > 200 \text{ 万円} > 122 \text{ 万円 (相対的貧困ライン)}$ 中央値よりも低いですが、「貧困」ではありません。

あなたは？ 空欄に実際に数字を入れて計算してみよう！

① _____ 万円 $\times 0.8 =$ _____ 万円

② _____ 万円 $\div \sqrt{ }$ = _____ 万円

\Rightarrow _____ 万円 $>$ 244 万円 (中央値) $>$ _____ 万円 $>$

122 万円 (相対的貧困ライン) $>$ _____ 万円

あなたの生活費を計算してみよう

あなたの生活にはどのくらいのお金がかかっているでしょうか？ 計算してみましょう。

家賃	食費	電気代	水道代	ガス代	通信費	医療費
円	円	円	円	円	円	円
消耗品費※	交際費	教育費	被服費	交通費	税金	年金
円	円	円	円	円	円	円
健康保険料					生活費合計	
円	円	円	円	円		

(※洗剤、トイレットペーパーなど)

あなたの収入がこの生活費合計金額の半分になってしまったらどうしますか？ 何を節約しますか？ 考えてみましょう。

みんなで話そう あなたの生活が貧困におちいったら?

何に困る?

あなたの生活が相対的貧困ライン以下だったら、何に困るでしょうか?
あるいは、何も変わらないでしょうか?

どうかな?

グループで議論してみましょう。(10分)



より深く知るために 貧困率の国際比較

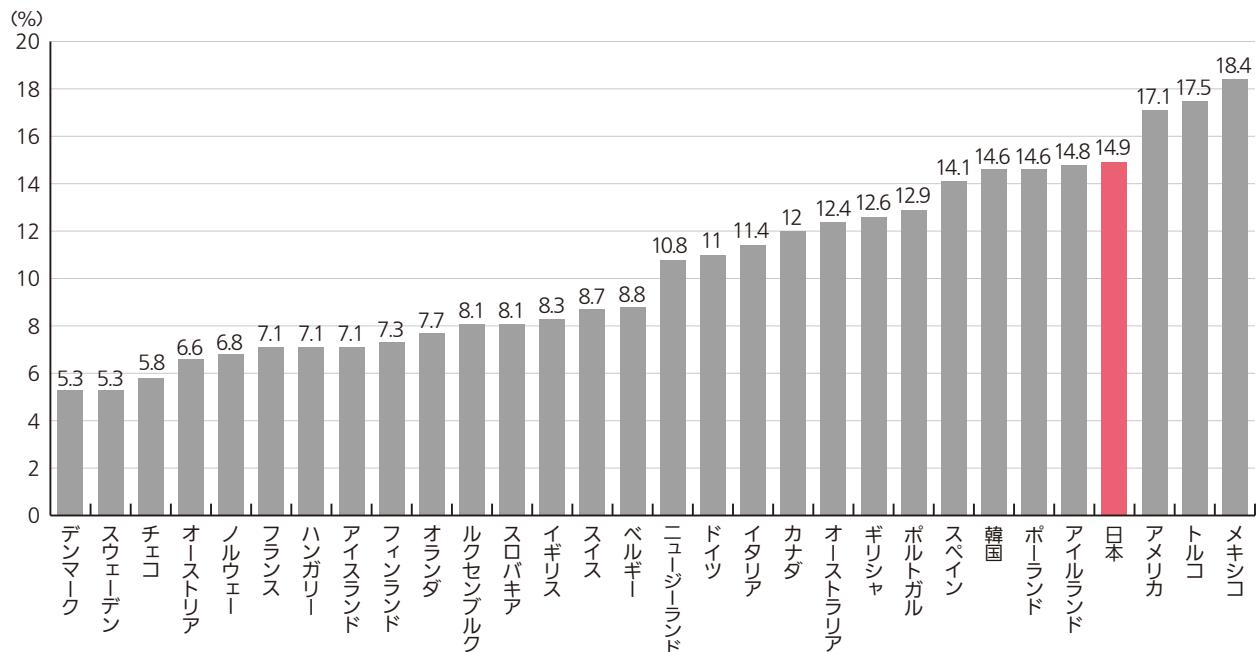
日本は世界第3位の経済大国といわれていますが、相対的貧困率をみてみると、OECD諸国の中では、実は貧困率が高いほうから4番目(2004年時点)。

日本より貧困率が高いのは、アメリカ、トルコ、メキシコ。一方で、貧困率が低いのは、デンマークやスウェーデンなどといった北欧諸国など「高福祉」と呼ばれる国々です。

これらの国では、雇用や社会保障などのしくみで、多くの国民が安定した生活を送るように社会全体で取り組んでいることがうかがえます。

では、日本はどうかというと、近年、相対的貧困率は上昇し続けています。社会全体として、貧困や格差をどうやってなくしていくのか、もっと議論していく必要があります。

相対的貧困率 各国比較



(OECD "Growing Unequal?" 2008年度)



より深く学べる資料

岩田正美『現代の貧困ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書、2007年

湯浅誠『貧困襲来—〈貧困〉は自己責任じゃない!』山吹書店、2007年

湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年

第2章 貧困の今むかし

学習のねらい

- ホームレス問題、生活困窮者支援の歴史を学ぶ。
- 社会状況の変化と貧困の移り変わりを考える。
- 生活困窮にいたる経緯や背景を理解する。

今は、むかしより
ゆたかになったの？



これだけは 知っておきたいキホンの「キ」

日雇い労働者からホームレス排除まで（高度経済成長期～1990年代）

みなさんは、「寄せ場」とって聞いたことがありますか？

「寄せ場」とは**日雇い労働者**と、日雇い労働者を雇いたい人が集まる場のことです。

かつて**手配師**と呼ばれる人たちが、繁華街の近くや、日雇い仕事を求める人たちが集まる地域において求職者を集め、日雇い仕事をあっせんするということが日常的に行われていました（現在でも一部行われています）。違法・不当な労働環境で社会保険や労災にも入れないことも多かったのですが、安定した仕事につけない、頼れる身寄りもいないなどの理由で、そのような労働に日々の糧を求めざるをえない人も少なくありませんでした。

寄せ場は青空労働市場ともよばれ、早朝に手配師と求職者のマッチングが行われるため、仕事を求める人びとは寄せ場周辺の「ドヤ」と呼ばれる簡単な宿に泊まり込み、毎朝寄せ場に足を運びました。東京は山谷地域、大阪は釜ヶ崎、横浜は寿町、名古屋の笹島などが寄せ場としては有名です。

高度経済成長期には、この日雇い労働者たちが、日本の建築ラッシュの現場の担い手として活躍しました。しかしバブル経済の崩壊以後、日本経済は一気に景気が悪化し、建築ラッシュの終焉を受けて、多くの日雇い労働者が仕事を失いました。仕事がなくなり、貯えも、生活の保障もない。家族もいなければ、ドヤに泊まるお金もない。こうした人びとが駅や公園、河川敷などにテントをはったり小屋を建てたりして「ホームレス」として住むようになりました。

国や自治体は当初、彼らを排除しようとした。新宿では1992年頃から、仕事がなくなった日雇い労働者たちが地下通路にダンボールハウスを作って住み始めましたが、都は94年と97年にこのダンボール村を強制排除。行政による排除と、それに対抗する当事者、支援者の運動が盛んになりましたが、98年にはダンボール村で火災が起きました。彼らは日本の高度経済成長を支えてきたにもかかわらず、いったん仕事がなくなると、このような危険で劣悪な居住環境に

用語解説

●日雇い労働

1日単位で、または30日以内の有期契約で雇用される労働形態。日によってニーズが変わる建設・港湾・運輸などにおける不熟練労働で、比較的危険な仕事であることが多い。

●手配師

求職者を集め、手数料をとって仕事をあっせんする者。非合法である場合が多い。



新宿西口地下広場にて。1994年 ©吉田敬三

身をおかざるをえない状況にあることが浮き彫りになりました。

こうした流れを受けて2000年、東京都は初めてのホームレス対策として、**自立支援センター**を設立するなど徐々に支援を整え、2002年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が国会で成立し、ホームレス問題の解決が国家の責任であることが明記されました。

「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」(2000年以降)

2000年代に入り、日本の雇用環境は大きな変化をむかえます。2004年に派遣法の改正が行われ、製造業（自動車メーカーや電機メーカー）において派遣労働が可能になり、そういった業種において、工場で期間を定めた派遣労働者を雇うということが常態化しました。

さらに公的機関などでも、これまで正規職員が担っていた仕事を派遣労働者や契約社員が担うなど、不安定な働き方・働くかせ方が一般化し、「ワーキングプア」と呼ばれる、働いてはいるが貧困な人たちの存在が顕在化しました。

そして、インターネットや携帯電話の普及により、「寄せ場」でマッチングしていた日雇い労働のしくみも、**日雇い派遣**、**登録型派遣**などといった形式で一部合法化されていきます。インターネットで職探しをしたり、携帯電話を使って就職活動が行われるようになり、寄せ場に行く必要がなくなりました。ドヤ街は衰退し、繁華街の24時間営業のネットカフェやサウナ、ファストフード店などで寝泊まりしながら日々の糧をえる「ネットカフェ難民」と呼ばれるような人たちが増加してきました。

2008年には、その年の秋におきたリーマンショックによる影響で、派遣労働者が大量に雇い止めにされる事態となり、年末年始には労働組合やNPO団体が東京千代田区の日比谷公園に「年越し派遣村」を開設、約500人の失業者が訪れました。派遣村では、シェルター設営、炊き出しや生活・職業相談などが行われ、年明けにはその4～5割が生活保護を申請しました。

派遣労働者の雇用の不安定さや、契約が切れると同時に住まいまで失ってしまう問題については、「年越し派遣村」の活動などをつうじて社会に認識されるようになってきました。時代の変化とともに雇用・家族・住まいのあり方が変容するなかで、若年層にこのような「新しい貧困層」が拡大していると考えられています。

脱法ハウスという新しい形態(2010年以降)

2013年には、「脱法ハウス」の存在が明らかになりました。「脱法ハウス」とは、レンタルオフィスや貸倉庫として公には届けられているものの、実際にはフロアが2～3畳の小さなスペースに区切られ、住居用として貸し出されているシェアハウスのことです（図参照）。

ネットカフェやサウナなどで寝泊まりしている人のほかに、**アパートを借りるだけの資金**や収入はないが、何らかの仕事をしていて月単位で住居スペースを借りたいという生活困窮者の受け皿として、このような悪質な住環境を提供するビジネスが都市部を中心にみられるようになりました。

こういった「**貧困ビジネス**」は、さまざまな形態で拡大しています。たと

●自立支援センター

働く意欲のあるホームレス状態の人が一定期間（2ヶ月～半年程度）入所でき、宿泊場所と食事が提供される。入所期間中に就労して自立することが求められる。

●日雇い派遣・登録型派遣

日雇い派遣とは、人材派遣会社などの派遣元と労働者が結ぶ労働契約が30日以内である派遣形態。

登録型派遣とは、労働者があらかじめ派遣会社に登録しておき、派遣先に派遣されている期間中のみ雇用され、賃金もその期間中のみ支払われる。

○ハウジングプア（住まいの貧困）

貧困ゆえにきちんとした住まいが得られない状態のこと。路上、ネットカフェ、友人宅、脱法ハウス、派遣契約終了と同時に追い出される寮などに住まざるをえない状態。

●アパート入居の費用

たとえば東京で一人暮らしをしようと思うと、敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・前家賃などで、30万円近くかかる。

えば、首都圏でホームレス状態の人が生活保護制度を利用すると、その大半は、当面の居場所として20人部屋などの劣悪な環境の施設に入ることを役所から強要されるという現状があり、そのような施設の多くが貧困ビジネス業者によって経営されているのです。適切な住居を提供する公的な枠組みが不十分なことが、貧困ビジネスの拡大を許してしまっているといえます。

多様化する雇用・住まいに連動して、多様化し、拡大する貧困。その受け皿として古くは手配師から、最近では脱法ハウスまで、悪質な貧困ビジネスが形を変えて貧困層から搾取をしています。



●貧困ビジネス

貧困におちいった人の弱みにつけこみ利益をあげる悪質なビジネスのこと。住まいを提供するかわりに、生活保護費を受給させ、食費や光熱費として保護費の大半を天引きしてしまう無料低額宿泊所や、住み込み派遣、ゼロゼロ物件、消費者金融などがある。

法律から(考)えてみよう

2000年代以降、貧困問題やホームレスの問題だけでなく、社会のさまざまな課題が可視化され、法整備がなされてきました。その状況を表にまとめる以下とおりです。

2000年	介護保険制度スタート
2000年	児童虐待の防止等に関する法律（第9章参照）
2001年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第8章参照）
2002年	ホームレス自立支援法（第4章参照）
2004年	東京都「ホームレス地域生活移行支援事業」（2009年まで）
2006年	自殺対策基本法、障害者自立支援法
2009年	第二のセーフティネットスタート
2012年	社会保障制度改革推進法
2013年	子どもの貧困対策基本法、生活保護法改正および基準引き下げ、生活困窮者自立支援法

2000年代はまさに、これまで「自己責任」と呼ばれてきた諸問題が社会の問題として認識され、国がその責任で対策をとることが明文化されました。では、これらの課題は解決したでしょうか。これらの多くは、日本社会の課題として、むしろ日増しにその深刻さを増しているように思えます。

ポイント解説

●ホームレス地域生活移行支援事業

都が民間アパートを借り上げて、ホームレス状態の人たちに原則2年間月3,000円で提供するという事業。約2,000人が利用した。

●第二のセーフティネット

失業した人、住まいを失った人などに、求職中の生活費や住宅費、職業訓練などを、貸付や給付で支援する制度。

やってみよう ネットカフェ生活にはいくらかかる？

調べてみよう！

あなたの街のインターネットカフェやサウナ、または安い旅館の1泊の値段はいくらでしょうか。

また、昼間荷物を預けるためのコインロッカー、コインランドリー（服が少なければ、洗濯の回数も増えれるかも）、銭湯にはいくらかかるでしょうか。1ヶ月「ネットカフェ難民」をするといら費用がかかるか調べてみましょう。貯金してアパートの入居費用は貯められるでしょうか？

宿泊代 1泊	_____円	×	_____泊
コインロッカー 半日	_____円	×	_____回
コインランドリー 1回	_____円	×	_____回
銭湯 1回	_____円	×	_____回
食費 1食	_____円	×	_____回
			合計 _____円

みんなで話そう 脱法ハウスはあり？

考えてみよう！

脱法ハウスをはじめとした貧困ビジネスは問題ですが、しかし一方で、そこを利用することにより何とか生計を立てている人がいます。

ここでは、以下の2つのグループにわかれ、ディスカッションしてみましょう。（10分）

- ・脱法ハウスによって支えられている人がいるからしかたがない（もしくは一定の規制をして容認するべきだ）
- ・税金を使ってでも、脱法ハウスではないちゃんとした住居を用意するべきだ

より深く知るために 生活困窮者自立支援法

2013年12月に生活困窮者自立支援法が成立しました。この法律は、生活保護にいたる手前で生活困窮者を支援することを目的につくられた法律で、2015年4月より全国でいっせいに生活困窮者を対象とした新しい窓口が開設されます。

この新しい支援制度は、当初は「生活支援戦略」と呼ばれ、生活困窮者の「就労支援」と「社会的な孤立」という2つの側面から総合的に地域で支援するしくみを整えていくという構想でした。しかし実際には、議論の途中で「社会的な孤立」の要素が目に見えて減少し、就労支援に特化した制度になってしまいました。

生活困窮者を支援するという枠組みを国の責任で整えていくこと自体は評価ができるでしょう。しかし近年明らかになっているように、生活困窮

者の状況は非常に複雑で、さまざまな課題をもつ彼ら・彼女らを「就労支援」のみで支援していくことは難しいといわざるをえません。

また、この新しい支援制度の各事業は、全自治体で必須のものと、各自治体で任意で行うものとにわかれているうえ、事業ごとに地方自治体の財政負担がともなうという事情もあり、その事業をやるかやらないかなどで地方間格差が出たり、自治体によっては必要なメニューが整わないなどの事態が想定されます。

あなたの住んでいる自治体ではどの事業を準備し、整えているか。どのような方針で生活困窮者を支援していくつもりなのか。自分が困ったときにその支援で十分なのか。考えてみる必要があるかもしれません。



より深く学べる資料

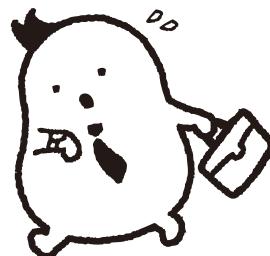
- 阿部彩『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摶』講談社現代新書、2011年
 稲葉剛『ハウジングプアー住まいの貧困と向きあう』山吹書店、2009年
 岩田正美『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008年
 岩田正美『ホームレス／現代社会／福祉国家』明石書店、2000年

第3章 がんばって働けばなんとかなる？

学習のねらい

- 雇用の現状と課題を知る。
- 労働法を知る。
- 雇用がかかえる諸問題について理解する。

がんばって
はたらくぞ～

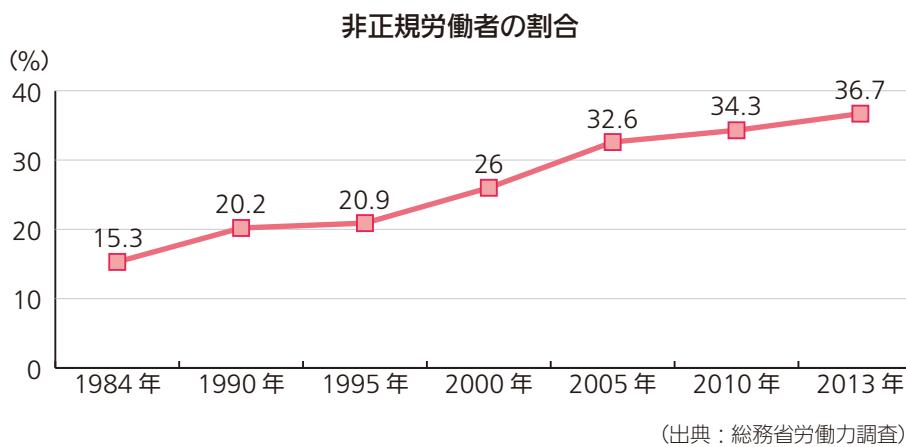


これだけは知っておきたいキホンの「キ」

働き方の「変化」とその実態

近年、日本では非正規労働者が急増しています。

総務省労働力調査によれば、1984年には15.3%だった非正規労働者ですが、2013年には36.7%と急増しており、働く人の3人に1人以上が非正規労働という不安定な働き方をしているということになります。



もちろん、このなかには、主婦のパート労働や、学生のアルバイトなどの「家計補助」的な働き方も含まれますが、一家の大黒柱としての「家計維持」的な働き方としても、非正規労働が一般化する傾向があります。

非正規労働の問題点って？

非正規労働者とは正社員ではない人たち全般をあらわします。すなわち、**契約社員・派遣社員・アルバイト・パート**など、期間の定めがあったり、臨時的な仕事だったりといった雇用形態です。雇う側からすると需要や収益の状況に合わせて労働力を調整できるという利点があり、バブル崩壊以降、日本社会でも一般的な雇用として定着しました。

非正規労働は正社員での雇用（正規労働）と比べて、

- 雇用が不安定（期間の定めがある）
- 給料が安い（就労時間が短い・単価が安い・昇給がない・賞与がないなど）
- 福利厚生が手厚くない（社会保険に入れないので）

用語解説

●契約社員

企業などと有期の期間での雇用契約を結んで働く、フルタイムの社員のこと。正社員との大きな違いは「雇用期間に定めがある」ということ。

●派遣社員

人材派遣会社に登録後、人材派遣会社からの仕事の紹介を受けて、企業に派遣されて働く労働者のこと。就業先の企業ではなく、人材派遣会社と雇用契約を結び、給与も人材派遣会社から支払われる。

2008年秋以降の不況時には、製造業を中心に派遣社員の途中解雇や雇い止めが続出し、大きな社会問題となった。

などの特徴があります。また、一度非正規労働者として雇われてしまうと、なかなか正社員になることが難しい実態があり、雇用の不安定化と低所得化が固定化されやすくなるという問題があります。

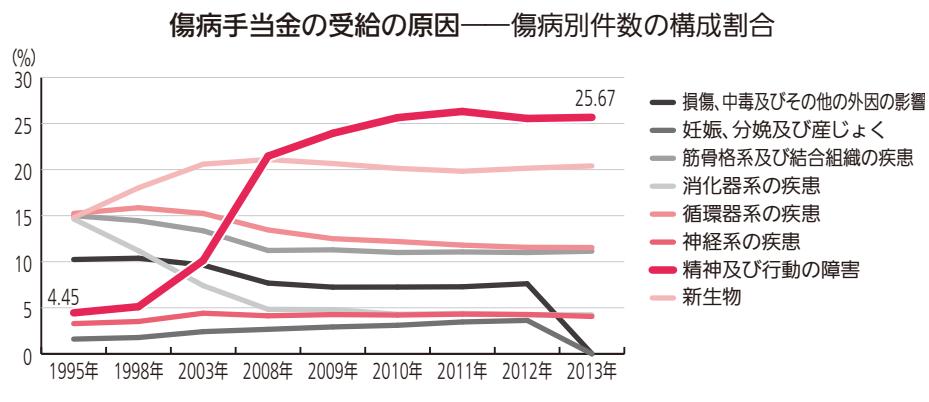
実際に非正規労働者の増加の影響もあり、近年、低所得者が増加しています。

国税庁民間給与所得によれば、年収200万円以下の人は2012年で1,015万人。これは働く人の23.4%（4人に1人）にあたり、しかも東京都の人口とあまり変わらない数です。2002年には18.4%であったことを考えると、この10年間で5ポイントの上昇であり、数にすると200万人程度の人が新たに年収200万円以下の状態に転落しているといえるかもしれません。

ブラック企業が蔓延？

また、近年、「ブラック企業」と呼ばれる、過酷な労働環境や労働条件を課して、労働者を不当に搾取するような企業が増加しています。せっかく正社員になっても、体調を悪くしてしまうこともあれば、なかには過労自殺に追い込まれてしまう人も出るなど、社会問題化しています。

病気を理由に休職した人が利用する「傷病手当金」という制度の利用状況のデータをみると、「精神及び行動の障害」を理由に制度を利用した人が、1995年には4.45%だったものが、2012年には25.55%と5倍以上に増加しています。この背景には、うつ病や不眠症などの精神疾患が社会的に認知されるようになってきたことに加え、働きかたや働かせかたが過酷になってきている状況があります。



さらに、精神疾患がもとで休職した場合、その後退職にいたる割合が他の疾病に比べてもっと高いなど、過酷な労働が、正規・非正規で働く多くの人を使いつぶしてしまっている現状が報告されています。

実際に、一度、健康状態を悪くしてしまうと、失業のリスクや、再就職しても不安定雇用にしきつけないなど、その人の生活、ひいては人生に大きな影響を与えててしまう可能性があります。

がんばって働けばなんとかなるのか。「雇用」のありかた、そして働く人の権利や保障について考えていかないと、安易に「なんとかなる」とはいえない社会になってしまふでしょう。

用語解説

●アルバイト・パート
制度上は、どちらもパートタイム労働法によって「1週間の所定労働時間が同じ事業所の通常の労働者（正社員）よりも短い者」と定められている。

○ブラックバイト

アルバイトの学生に対し、学業に支障をきたすほど長時間働かせる、試験期間も休ませない、厳しいノルマや不当な罰金を課す、残業代を払わない、休憩時間を与えないなど、法律に反する扱いをしているアルバイトのこと。

●傷病手当金

病気やけがにより仕事ができない場合に、療養中の生活保障として現金を支給する制度で、健康保険法等にもとづく制度である。なお、業務または通勤を原因とする病気やけがについては労働者災害補償保険（労災保険）の傷病手当が適用となる。

やってみよう 働いていて困ったときにはどうしたらしい？

私たちの権利って？

学校で労働三権って聞いたような……

どんなものだったのか思い出しながら、書き出してみましょう。（5分）

どこに相談したらいいのかな？

あなたがもし、違法な働き方や不当な労働条件を課されてしまったら、どうしたらいいでしょうか。

どこに相談したらいい？ 誰に連絡したらいい？

お近くの相談機関の連絡先を調べてみましょう。（10分）

・労働基準監督署 場所（ ）

連絡先（ ）

何をしてくれるところ？（ ）

・労働組合 場所（ ）

連絡先（ ）

何をてくれるところ？（ ）

・法律家 場所（ ）

連絡先（ ）

何をてくれるところ？（ ）

・NPO等 団体名（ ）

場所（ ）

連絡先（ ）

何をてくれるところ？（ ）

団体名（ ）

場所（ ）

連絡先（ ）

何をてくれるところ？（ ）

団体名（ ）

場所（ ）

連絡先（ ）

何をてくれるところ？（ ）

ポイント解説

●労働三権

団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）の3つを指す。

団結権は、労働者が労働組合をつくる権利。団体交渉権は、労働条件の改善などについて使用者と交渉する権利。団体行動権は、ストライキをなど行う権利である。

○労働三法

労働三権を保障するため、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の労働三法が制定されている。労働基本権は、憲法上、社会権あるいは生存権的基本権とされる。

みんなで話そう 知り合いがブラック企業で働いていたら?

どうしたらいい?

知り合いがブラック企業で働いていたら、あなたならどうする?

自己責任だからしかたない? どうやったらブラック企業をなくせるでしょうか?

グループで議論してみましょう。(10分)

ブラック企業に就職して困らないためにも、法律やトラブルへの対処法を知っておこう。

参考サイト:
<http://bktp.org/downloads>

より深く知るために 一生ハケンがあたりまえになると社会保障が大変

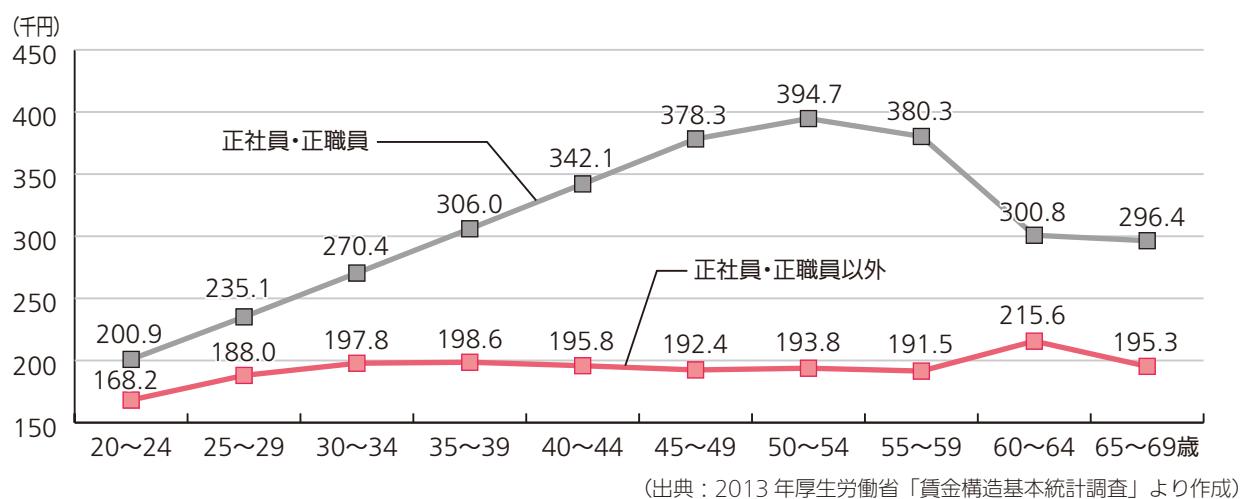
もし、一生ハケン（派遣社員）で働くことがあたりまえになったら、いったいどのような影響があるのでしょうか。「雇用形態別賃金カーブ」をみると、正社員・正職員は年齢とともに給料が上昇していくにもかかわらず、正社員・正職員でない人たちは何年働いてもお給料は上がらず、また、総じて正社員よりも低い金額となっています。

ハケンで仕事をしていて、何年働いても給料が上がらない。ギリギリの生活で貯金もできない。核家族や1人暮らしで養ってくれる家族もいない。年金はというと、仮に生涯国民年金のみだっ

た場合、日本年金機構のHPによれば、満額でも（滞納がなくても）月に約65,000円しか支給されません。そうなると、足りない分は生活保護を利用するしかなくなってしまいます。

若年層に、ハケンをはじめとした非正規労働が拡大している状況は、今は大きな問題としてはおもてに出なくとも、彼ら・彼らが65歳以上になる30～40年後には、生活保護の急増など社会保障費の爆発的な増大というかたちで、日本社会に大きなインパクトを与える可能性があります。

雇用形態別賃金カーブ（月給ベース）



より深く学べる資料

竹信三恵子『雇用劣化不況』岩波新書、2009年

風間直樹『雇用融解—これが新しい「日本型雇用」なのか』東洋経済新報社、2007年

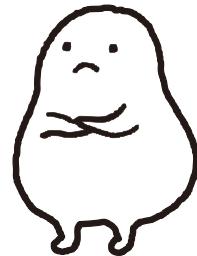
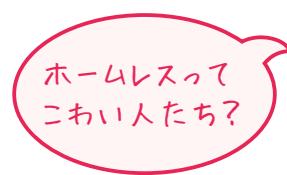
今野 晴貴『ブラック企業—日本を食いつぶす妖怪』文春新書、2012年

TVドラマ『相棒 シーズン9 第8話ボーダーライン』テレビ朝日、2010年

第4章 どうしてホームレスになるの？

学習のねらい

- ホームレス問題について考える。
- ホームレス状態にいたる背景を知る。
- ホームレスに対する差別・偏見について考える。



これだけは **知**っておきたいキホンの「キ」

「ホームレス」ってどんな人？

みなさんは、「ホームレス」の人を見かけたことはありますか？

もしかしたら、通勤や通学の際に、駅や公園、あるいは河川敷などで、「ホームレス」の人を目にする機会があったかもしれません。みなさんは「ホームレス」の人を見てどのように感じましたか？

「困っているのかな」「ごはんをちゃんと食べられているのかな」「何か自分にできることがあるかな」と思う人もいれば、「怖いな」「汚いな」「何をされるかわからないな」「どこかにいなくなってしまえばいいのに」などと感じる人もいると思います。

しかし、あたりまえですが、あなたが目にした「ホームレス」の人にも、名前があり、家族がいたことがあり、住んでいた町があり、愛する人がいたことでしょう。彼ら・彼女らはいったいどうして「ホームレス」になったのか。その背景にはどのような問題があるのでしょうか。

「ホームレス」の定義と人数

2002年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「ホームレス自立支援法」）」によれば、「ホームレス」とは、**都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者（法第2条）**

と定義されています。そしてこの定義にもとづいて「ホームレス概数調査」という調査が行われています。

この「ホームレス概数調査」では、昼間に調査員が目視でホームレスと思われる人をカウントするという方法で行われ、最初に全国で調査が行われた2003年には25,296人でしたが、2014年には7,508人と、「ホームレス」の数は近年減少しています。

用語解説

● ホームレスという呼びかた

路上で生活している人を指して「ホームレス」と呼ぶことがあるが、本来「ホームレス」はホームがない状態を指す形容詞であるため、正確には「ホームレス状態にある人」である。本書でホームレスに「 」を付けているのは、そのような背景を含意するものである。

ほかに、「路上生活者」「野宿者」などとよぶ場合もある。

● ネットカフェ難民

2007年にテレビのドキュメンタリー番組で使用されたのをきっかけに広まったことば。住居がなく、インターネットカフェに寝泊まりする人のことを指す。低収入の人がいったん住居を失うと、敷金・礼金などを貯められず、アパートに入るのが難しいという実態がある。

貧困ってなんだらう?

貧困の今むかし

がなんとかなる? ば

どうしてなるの? ホームレスに

こやし自治はどんの? な

どんな制度?

生活保護つても多いんでしょ? 正要給

貧困におちいりやすい?

子どもの貧困つて

私たちにできること

「ホームレス」は本当に減っているの?

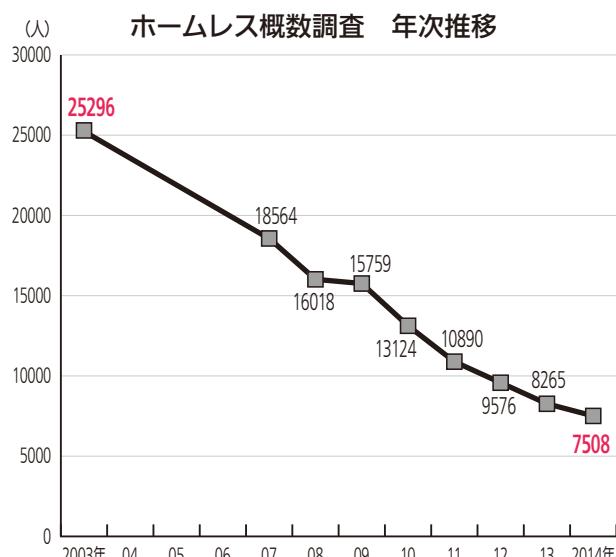
「ホームレス概数調査」では、「ホームレス」の人は減少しています。この背景には、生活保護制度をはじめとした支援が行き届きはじめていることや、各地の支援団体の活動の広がりがあります。

しかし一方で、「ホームレス」の定義がさだめられた2002年にはいなかつたような新しい「ホームレス」の人たちの存在が明らかになっています。

2002年の時点では、まだ「ネットカフェ難民」や「派遣切り」(製造業派遣の解禁は2004年)などのことは存在すらしていました。しかし現在では、ネットカフェやサウナなどに寝泊まりしている人や、友人宅を転々としている人、ファストフード店で夜を明かす人など、一時的な寝場所と路上を行き来している多様な「ホームレス状態」の人たちの存在が認識されており、国の定義の「ホームレス」は「ホームレス状態」の一部でしかないことが広く知られるようになりました。

たとえば、右下の表は住まいの状況に応じて生活困窮層を分けしたものですが、国の定義の「ホームレス」には、A群のみが該当します。B～Dは、実態は「ホームレス状態」であっても統計的にはなかなか捕捉されない新しい「ホームレス状態」の人といえるでしょう。C～Fの人は、その人が「ホームレス状態」にあるかどうか傍目にはわからず、自分自身でも「ホームレス状態」だと思っていない場合もあるかもしれません。

「ホームレス状態」といっても、一人ひとりの状況は違い、一概に定義できるものではないといえるでしょう。国の定義の「ホームレス」の減少とはうらはらに「ホームレス状態」の人はむしろ増加し、より見えづらい人たちで日本社会に確かに存在します。



※「ホームレス概数調査」が初めて行われたのが2003年。
2度目は2007年で、それ以降毎年行われている。

●派遣切り

2008年の金融危機を発端に、製造業で大規模な派遣契約の打ち切りと、派遣業者による解雇や雇い止めが発生した。これを機に「派遣切り」という言葉がマスメディアを通じて広まった。

「派遣社員」については第3章を参照。

●脱法ハウス

第2章参照。

●シェルター

緊急一時避難所のこと。既存のシェルターは、複数人部屋のところが多いが、精神障がいや発達障がいをもつ人のなかには、音に敏感だったり、コミュニケーションが苦手であるために、同室に他人がいることが耐えがたい苦痛となる場合がある。

生活困窮層（住まいの状況による区分け）

A 定住型「ホームレス」	屋外にテントや小屋を建てて路上生活
B 移動型「ホームレス」	段ボールをもって移動しながら路上生活
C たまに「ホームレス」	お金あるときはネカフェ等、ないときは路上生活
D ネットカフェ難民	ネットカフェやファストフード店などで生活
E 不安定住居層	脱法ハウスや安宿など宿泊施設等で生活
F 住居喪失予備軍	住み込みや実家暮らし（二ト・ひきこもり）等

データから考(考)えてみよう

2013～2014年の年末年始に、都内のホームレス支援団体や生活困窮者支援団体等が協力して「ふとんで年越しプロジェクト」という活動を行い、役所が閉まる年末年始の期間に路上生活を余儀なくされた人、路上生活中に体調を悪くしてしまった人などをシェルター等で保護し、また医療福祉的な相談支援を行いました。

シェルター利用者約20名についての分析によると、平均年齢は46.2歳と比較的若く、国の定義の「ホームレス」の平均年齢が59.3歳（平成24年度ホームレスの実態に関する全国調査）であることを考えると、国の定義の「ホームレス」だけでは実態を反映していないことを示唆する結果となりました。

また、相談者の概況としては、以下の3つに大きくわけることができました。

- ・長期路上層
- ・路上と支援を行き来している層
- ・不安定就労＆不安定住居層

「長期路上層」には、病気や障がい、とくに軽度の知的障がいや精神障がいを抱えていて、コミュニケーションが難しい人、行政機関への不信感が強い人など、支援につながりづらい人たちが多く含まれていました。

「路上と支援を行き来している層」には、依存症、精神疾患等の病気や障がいがあり、支援につながってもうまくいかない人や、個室のシェルターがない、金銭管理等を適切に行うための支援がないなど、行政機関の用意する支援が不十分であることによって制度につながれずにいる人が多いことがわかりました。

「不安定就労＆不安定住居層」は比較的若い人たちで、就労は可能でも、見えづらい病気（難病、発達障害など）があったり、ネットカフェや脱法ハウスなど不安定な住居で生活し、不安定な就労を転々としている人たちでした。

●依存症

特定の物質や行為に夢中になり、それがないといらだちや不安が募ったり、手の震えや発汗などの身体症状が出たりする状態。自分自身の努力による克服は困難なので、医療機関での治療や、自助グループへの参加が必要。アルコール依存、タバコ依存、ギャンブル依存、薬物依存、インターネット依存、買い物依存、人間関係の依存などがある。

○都市雑業

おもに貧困層が従事する、都市のなかのインフォーマルで雑多な仕事。空き缶集めや古紙回収など。

やってみよう 近くの支援団体を探してみよう

あなたの家の近くにホームレス支援団体はありますか？ また、ホームレスの人への炊き出しや夜回りなどの活動を目にしたことはありますか？ 調べて、可能なら一度参加してみましょう。

団体の名前：_____

活動内容：_____

みんなで話(話)そう もし、自宅の前に「ホームレス」の人がいたら？

考えてみよう！

①ある日、家の前に「ホームレス」の人が寝ていたら。あなたはどうしますか？

②1人の人が「ホームレス」の状態になってしまったら、どのような経緯が考えられるでしょうか？ まわりの人と話してみましょう。

議論してみよう！

現在、都内などでは、「ホームレス」の人が、「排除」といって寝ている場所を追い出されてしまうことが頻発しています。もちろん、道路や公園などで寝ることはいいことだとはいえません。

- ・「ホームレス」の排除は仕方がない
- ・「ホームレス」の排除はよくない

の2つの意見にわかつて議論してみましょう。（10分）



※実際に「ホームレス」の人が排除された場所

より深く知るために

暴力にさらされる「ホームレス」

2014年8月14日、都内のホームレス支援団体が協力しあい、「野宿者への襲撃の実態に関する調査」を公表しました。

これまで「ホームレス」の人が路上で暴力を受け大ケガをさせられたり、場合によっては命を奪われたりすることが起きており、そういった野宿者への暴力（襲撃）の実態を明らかにするために、347名の「ホームレス」の人へのアンケート調査が実施されました。調査では、

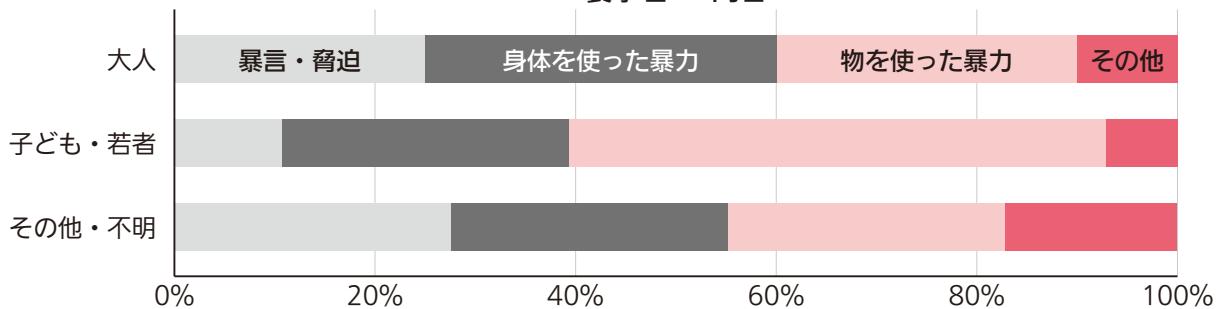
- ・40%の人が襲撃を受けた経験あり。
- ・襲撃は夏季に多く、襲撃者（加害者）の38%は子ども・若者。
- ・襲撃者は75%が複数人で襲撃に及んでいる。

- ・襲撃の内容としては、殴る、蹴るなどの「身体を使った暴力」やペットボトルやたばこ、花火などの「物を使った暴力」が62%を占めている。
- ・子ども・若者の襲撃は「物を使った暴力」が53.6%にのぼる。

などが明らかになりました。

加害者に子どもや若者が多く、夏休みにグループで物を使った暴力をふるっているという事実は衝撃的です。しかし一方で、支援団体のはたらきかけにより、学校で「ホームレス」について理解するための授業を行ったところ、その自治体では襲撃が1年で10分の1に減ったという結果が出ており、「知る」ことの重要性が示されました。

襲撃者 × 内容



より深く学べる資料

飯島裕子『ルポ 若者ホームレス』ちくま新書、2011年

生田武志『ルポ 最底辺—不安定就労と野宿』ちくま新書、2007年

生田武志・北村 年子著、一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット編『子どもに「ホームレス」をどう伝えるか』太郎次郎社エディタス、2013年

稻葉剛『鶴の鳴く夜を正しく恐れるために一野宿の人びととともに歩んだ20年』エディマン、2015年

北村年子『「ホームレス」襲撃事件と子どもたち』太郎次郎社エディタス、2009年

第5章 国や自治体は どんなことをしているの？

学習のねらい

- 日本の社会保障制度を知る。
- 国や自治体の役割を把握する。

はたらけなくなったら
どうしよう？



これだけは知っておきたいキホンの「キ」

困ったときの「社会保障」

私たちは、どのように日々の生計を成り立たせているのでしょうか。

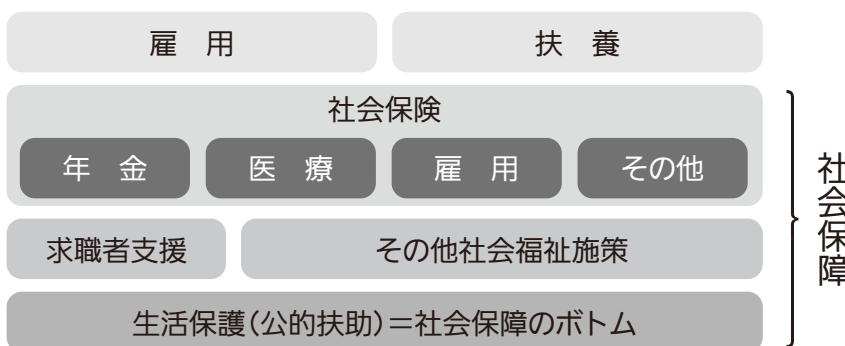
仕事をして給料をもらう、家族に援助してもらう、貯金を切り崩す。私たちが生活していくためのお金を得るには、大きくわけてこの3つの方法があります。では、病気になったら、年をとって働けなくなったら、働く場を失つてしまったら。いったいどうすればいいのでしょうか。

困ったときに助けあえるように、私たちは「社会」を形成し、「国家」を形成し、必要な人が利用することができる「制度」を整えてきました。この「制度」のことを「社会保障」といいます。

一人ひとりを支えるための社会保障

私たちの社会には、さまざまな人が生活しています。高齢者、障がいのある人、子どもに妊娠婦などなど。実は日本の全人口のなかで働く人は約半分くらいともいわれています。そのようななか、私たちはとくに意識することなしに「社会保障」の恩恵を受けています。

社会保障は、「社会保険」「社会福祉」「公的扶助（社会扶助）」の3層にわかれています。



社会保険はリスクに対してかける「保険」です。高齢というリスクに対して「年金」、病気というリスクに対して「医療保険」、失業というリスクに対して「雇用保険」などのように、働けなくなるリスクに対して日ごろから負担をして、必要なときに制度を利用するしくみになっています。

用語解説

●社会保険

加入者からあらかじめ拠出された保険料を財源として給付を行うしきみ。長所としては、拠出の見返りとして給付を受けることから、給付の権利性が強く、スティグマ（第7章参照）をともなわない。短所としては、保険料を払えなければ、無保険状態となり給付を受けられない。

●社会福祉

税金を財源として、社会的な弱者に対し、各種手当などによる所得保障や、社会福祉サービスの保障を行うもの。所得保障には児童手当や特別障害者手当などがあり、社会福祉サービスには、保育所サービス、地域生活支援事業などが含まれる。

●公的扶助（社会扶助）

税金を財源として、現在すでに経済的に困窮している人に対して給付を行うもの。

社会福祉政策は、高齢者福祉や児童福祉、障がい者福祉など、社会のなかで困難をともないやすい状態の人を支えるための施策です。

そして、最後に公的扶助（社会扶助）としての生活保護制度によって、一人ひとりの最低限度の生活を支えるセーフティネットをはりめぐらせていました（生活保護については第6章を参照）。

自助>共助>公助=社会保障が薄くなる？

近年、この「社会保障」が危機的な状況にあります。第3章で紹介したように、非正規労働者の増加や、少子高齢化によって、「雇用」と「扶養（家族の援助）」の力がとても弱くなってしまいました。そのため社会保障で支えなければならない領域が増加しているにもかかわらず、国と政府は社会保障を削減や見直しの方向性で進めています。

そのことは、政府が2012年に成立させた社会保障制度改革推進法（税と社会保障の一体改革）にあらわれています。2条の各項目をみると、

- ・**家族相互、国民相互の助け合いの仕組みが基本（2条1）**

まず家族や地域での支えが優先される

- ・**給付の重点化および制度の運用の効率化を行う（2条2）**

社会保障に政策効果や費用対効果の視点を導入する

- ・**年金、医療、介護は社会保険料が基本（2条3）**

基本は払った人しか支給を受けられないしくみにする

- ・**社会保障給付の主要な税源は消費税とする（2条4）**

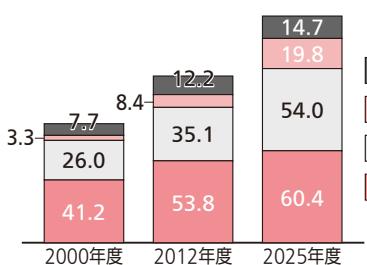
低所得者にとって負担の大きい消費税で財源をまかなう

とあります。国が担うべき社会保障の枠組みを定めた法律のはずなのに、まず「自助（自分・家族でがんばる）」、そして次に「共助（地域の支え）」、それでもダメなら「公助（社会保障）」という方針がみてとれます。

データから(考)えてみよう

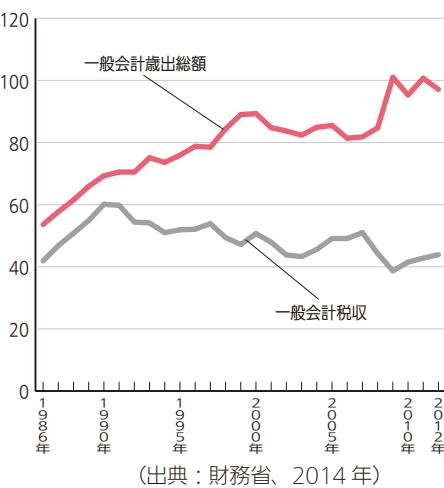
今後、社会保障費は少子高齢化の影響を受けて大きく増加することが見込まれています。

社会保障費の見通し（単位：兆円）



(出典：2000年度における**社会保障給付費**は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2012年度及び2025年度における**社会保障給付費**は厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について（2012年3月）」による)

一般会計歳出総額と税収の推移（単位：兆円）



用語解説

●消費税

税金には、所得の再分配によって所得の格差をやわらげるという役割があり、所得税などは高所得者にたくさん負担させる累進課税制度になっている。これに対して消費税は、低所得の人ほど負担が大きく、高所得の人ほど負担が軽くなる「逆進」的な税制である。

●社会保障給付費

社会保障のために国民に給付された費用のこと。社会保険にもとづく費用が約9割を占める。部門別には「年金」が5割を超えており、財源は社会保険料と公費（税金）（国立社会保障・人口問題研究所、2009年）。

●一般会計歳出

歳出（国の支出）のうち、国が一般行政（福祉や教育、公共事業など）を進めるための経費のこと。

国の収入は歳入といい、税金と国債からなる。国の一般会計歳入のうち5割程度は借金でまかなっている状況である。

やってみよう あなたの収支を考えてみよう！

給与明細を確認しよう！

あなたの**給与明細**の中で、社会保険料や税金の占める割合はどのくらいでしょうか。（学生のみなさんは親御さんに教えてもらいましょう）

総支給額：100%

国民年金（厚生年金等）：	_____円	(%)
健康保険料：	_____円	(%)
介護保険料：	_____円	(%)
雇用保険料：	_____円	(%)
所得税・住民税など税金：	_____円	(%)

ポイント解説

●給与明細

まだ給与をもらったことのない生徒さん、学生さんは、ぜひ一度見てみよう。給与明細の項目は「支給」「控除」「勤怠」に分かれており、「差引支給額」というのがいわゆる「可処分所得」であり、「手取り」とよばれるものである。

月にいくら消費税を払っているか計算しよう

あなたの1か月の支出の中で、消費税として支払っている金額は、いったいいくらになるでしょうか。計算してみましょう。

みんなで話そう 一人ひとりの生活と財政とどっちが大事？

議論してみよう！

第1章でもみてきたように、貧困率が上昇し、また少子高齢化の影響もあって、国の社会保障負担は今後ますます増えていくといわれています。しかし、国の財政赤字はふくらむ一方。いったいどうしたらいいでしょうか。

以下の2つの意見にわかれ、それぞれの理由を考えて議論してみましょう。（10分）

- ・財政が厳しいから社会保障削減はやむを得ない
- ・財政が厳しいなかでも負担を多くして社会保障を手厚くしていくべきだ

ポイント解説

社会保障削減の意見では、貧困対策や社会的弱者への福祉サービスをどうするのか、具体案を出そう。

社会保障を手厚くすべきという意見では、財源をどこかどのように負担するのか、具体案を出そう。

悩むな～



貧困ってなんだろう?

貧困の今むかし

なんばつとかなる?

どうしてするの?ムレスに

こやしを自治していはるの?なん

どんな制度?

生活保護つでしょ?止要給

貧困女性や障がい者には?

子どもの貧困つて

私たちにできること

より深く知るために

社会保障と国民負担率

社会保障の国民負担率の国際比較をみると、日本はヨーロッパ諸国よりは高くなっていますがわかります(グラフ参照)。

たとえば比較的の国民負担率の高いスウェーデンをみると、社会保障給付費は2007年にGDP比27.3%に達しており、同年の日本の18.7%と比較して10%ポイント近い差があります。内訳をみると、年金・医療への支出は日本とそれほど差がない一方で、「その他」への支出が多く、そこには介護手当、家族支援、住宅手当、再就職支援などが含まれています(国立社会保障・人口問題研究所、2010年)。

日本の社会保障はどちらかといえば高齢者に手

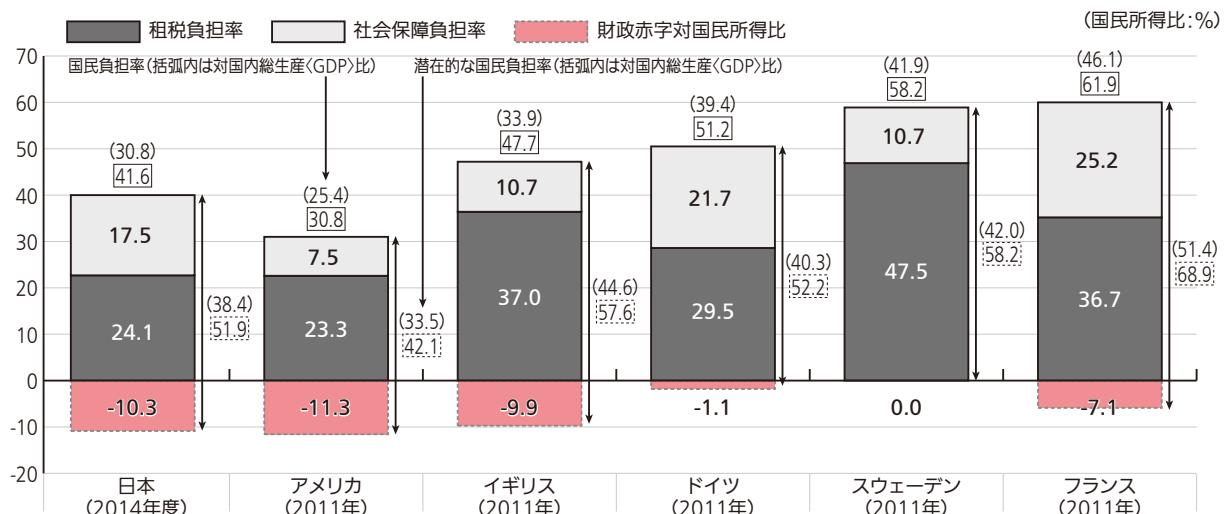
厚くなっていますが、スウェーデンではより幅広い年齢層が社会保障のメリットを感じやすい制度になっているといえるでしょう。「高福祉・高負担」といわれるスウェーデンですが、高い税負担を受け入れている理由として、国民のあいだに、社会福祉の恩恵を受けている、あるいは困ったときには受けられるという実感があるということがあげられます。

税金をいっぱい払って手厚い社会保障を得るのがいいのか、稼いだ人がいっぱい税金を払うのは不公平だし財政的にも厳しいので社会保障を削減するべきか。

あなたなら、どちらがいいと思いますか?

国民負担率の国際比較

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



※日本は2014年度見通し。諸外国は2011年実績。

(出典:財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201402/sy2602p.pdf)



より深く学べる資料

唐錦直義『脱貧困の社会保障』旬報社、2012年

佐藤滋・古市将人『租税抵抗の財政学—信頼と合意に基づく社会へ』岩波書店、2014年

竹信三恵子・新藤宗幸・五石敬路・稻葉剛編『わたしたちに必要な33のセーフティネットのつくりかた』

合同出版、2011年

第6章 生活保護ってどんな制度？

学習のねらい

- 日本国憲法で保障された生存権を学ぶ。
- 生活保護制度について知る。
- 生活保護制度の課題を考える。



せいかほごって
どんな制度？

これだけは 知っておきたいキホンの「キ」

健康で文化的な最低限度の生活

日本国憲法では、その25条に「生存権」と国の社会的使命が規定されています。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生存権とは文字どおり、私たち一人ひとりが生きていくための権利。それは、生物学的に「生存する」というだけでなく、社会の一員として尊厳をもって生活する権利です。そして、国の社会的使命として、私たち一人ひとりがどのように尊厳をもって生きていくことができるよう、必要な制度や施策を整えることを義務づけたものです。

第5章では社会保障制度について考えましたが、ここでは、国が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」のためにつくられた「生活保護制度」について考えましょう。

生活保護は最後のセーフティネット

生活保護制度は「ナショナルミニマム」と呼ばれ、生活に困窮し、一定程度以下の収入や資産の状況におちいってしまった場合、誰でも利用することができます。

現在、日本で生活保護を利用している人は約216万人(2014年11月現在)。病気や高齢により仕事をすることができなかったり、不況で仕事をみつけられなかったり、家族や親族の援助を受けることができなかったり。さまざまな理由で生活に困ってしまった人を支える「最後のセーフティネット」として、人口の1.6%ほどの人を支えています。

生活保護制度では私たちが生きていくために必要な食費や住宅費、医療費など8種類の扶助（生活、住宅、医療、介護、教育、出産、生業、葬祭）を定義しています（ほかに必要に応じて一時扶助もあります）。

各扶助には、それぞれ年齢や世帯人数、地域差などを総合的に判断して、国が生活保護基準の金額を定めています。

そして、私たちが生活に困ってしまい、

用語解説

○生活保護の基本原理

国家責任の原理：生活に困窮する人に対し、国の責任において保護を実施する。

無差別平等の原理：生活困窮におちいった原因にかかわらず、現在の困窮状態だけに着目して保護を行う。

最低生活の原理：憲法で定められた健康で文化的な生活水準を維持できる最低限度の生活が保障される。

補足性の原理：仕事の収入や他の制度を利用して生活が成り立たない場合、その不足分を補う。

○生活保護の基本原則

申請保護の原則：保護は、本人やその扶養義務者などの申請にもとづいて開始する。ただし、本人が急迫した状況にあるときは、申請がなくても必要な保護を行うことができる。

基準および程度の原則：保護は、厚生労働大臣の定める基準にもとづき、不足分を補う程度において行う。

- ・収入が生活保護基準より少ない
- ・資産を活用しても生活できない
- ・働けない、働く場がない
- ・年金や手当など、他の制度を使っても生活保護基準に満たない

※「扶養義務」は要件とされていません。

などの場合に、各自治体の福祉事務所と呼ばれる窓口にて、制度の利用を申請することができます。

住まいの有無や、生活に困った理由にかかわらず、申請があれば、各自治体の福祉事務所はそれを受理することになっています。福祉事務所は、必要かどうか判断し、必要であればすぐさま生活保護制度の利用を開始し、生活の保障と自立を目指した支援を行います。

保護基準額の例（2014年4月）

(例1)

50歳男性 単身世帯の場合（東京都23区）	
生活扶助	81,440円
住宅扶助	～53,700円
保護基準額は	⇒～135,140円

(例2)

33歳男性+29歳女性+子ども一人4歳（東京都23区）	
生活扶助	165,840円
住宅扶助	～69,700円
保護基準額は	⇒～235,640円

生活保護が財政を圧迫？

ただ、近年この生活保護が危機的な状況にあります。第5章で紹介したように、国の財政の悪化とともに、生活保護利用者の数と、そのためにかかる費用を何とか減らせないかとさまざまな削減案が議論されてきました。2012年の衆議院議員選挙では自民党が「生活保護の1割カット」を政権公約に掲げ、自民党政権に交代後の2013年より生活保護基準の引き下げが始まりました。引き下げ額は平均して約6%、約1000億円のカットとなりました。

とくに、子どもがいる世帯ほど削減額が多くなっており、同じく2013年に全会一致で成立した子どもの貧困対策基本法の主旨である、子どもの貧困をなくすという目標とは矛盾したものになっています。

生活扶助基準引き下げの具体例（都市部の場合）（単位：万円）

	引き下げ前	2013年8月～	2015年度～	最終削減額
夫婦と子1人	17.2	16.7	15.6	1.6
夫婦と子2人	22.2	21.6	20.2	2.0
70代以上夫婦	11.4	11.2	10.9	0.6
70代以上単身	7.7	7.6	7.4	0.3
60代単身	8.1	8.0	7.9	0.2
41～59歳単身	8.3	8.2	7.9	0.4
20～40歳単身	8.5	8.3	7.8	0.7
母と子1人	15.0	14.7	14.1	0.8

（出典：厚生労働省「生活保護制度の見直しについて」2013年）

必要即応の原則：保護は、本人の年齢、性別、健康状態など実際の必要性を考慮して行われる。

世帯単位の原則：世帯を単位として保護の要否や程度が定められる。

●ナショナルミニマム

国が国民に対して保障する生活の最低水準のこと。

●一時扶助

アパートに入居するための費用、家具やふとん、衣類を買うための費用、水道・畳の修繕など住宅維持費、小中学校の入学準備金などが含まれる。

●扶養義務

民法上の規定で、家族・親族には必要に応じて養う義務があるというもの。しかし、生活保護制度に関しては、家族が養うのは「義務」ではなく、「可能であれば」という範囲にとどまっている。ただし、DVなどのために親族への連絡が危険であるなど理由がある場合は、連絡がいくことはない。

●DV

ドメスティック・バイオレンスの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間、元夫婦や恋人の間で起こる暴力のこと。

内閣府の調査（2012年）では、既婚女性の3人に1人がDV被害を経験し、23人に1人の女性が生命に危険を感じるほどの暴力を受けていると報告された。第8章も参照。

データから考(かん)えてみよう

生活保護利用者の世帯構成をみてみると、高齢世帯が47%、傷病・障害世帯が28%、母子世帯が7%と就労が難しい人が多いことがわかります。

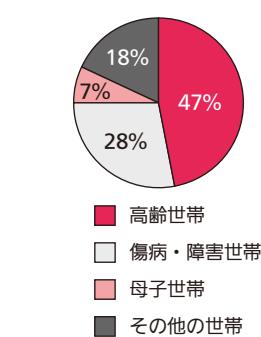
18%の「その他の世帯」も、世帯主の平均年齢が55.8歳で、働き口を見つけられない人が多いと報告されています（2011年4月19日生活保護基準部会資料「生活保護制度の概要について」より）。

また、近年の生活保護世帯ごとの増減をみると、2011年9月を0としたとき、高齢世帯が9万世帯以上増加しており、ほかの世帯類型をはるかに上回る伸びとなっています。

ポイント解説

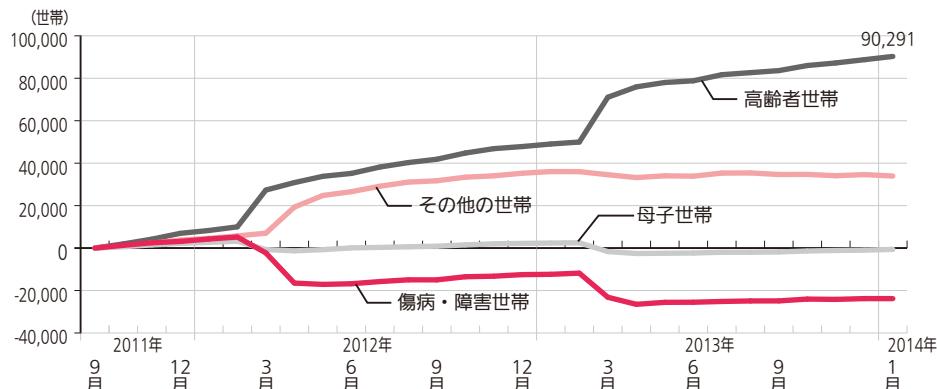
生活保護利用者が増加しているのは、低年金、無年金の高齢者が増加したり、現役世代が高齢世代を養うのが難しくなってきてることのあらわれでもある。今後、団塊の世代が高齢者になっていくため、ますます高齢世帯の生活保護利用の増加が予想される。

生活保護利用者世帯構成
(2014年8月値)



(出典：厚生労働省 被保護者調査)

世帯類型別生活保護世帯の推移 (厚労省概数調査より作成)



やってみよう

生活保護の申請書を書いてみよう

生活保護の申請には何が必要？

生活保護の申請書を実際に書いてみましょう。収入や資産の状況、援助可能な家族がいるかなど、調べてみましょう。（学生のみなさんは親御さんに教えてもらいましょう）

※書き方は「困ったときに使える最後のセーフティネット活用ガイド」を参照

（http://moyai-files.sunnyday.jp/pdf/seiho-guide_3.pdf）

申請書が書けたら、自分はどこの福祉事務所に申請にいくことができるのか調べて、連絡先を書きましょう。

●福祉事務所の住所：_____

●電話番号：_____ — _____

みんなで話(はな)そう

もし自分（家族）が生活保護を申請したら

考えてみよう！

生活保護を申請すると、扶養照会といって、家族や親族に「あなたを養えないか」という連絡がいきます。もし、次のような状況になったとき、あなたはどのような答えを出しますか？ 両親、兄弟、子ども、親戚など、相手によっても答えは変わりますか？ 変わりませんか？

- 家族（親族）が生活保護申請して、居住地の福祉事務所から「援助してください」と連絡がきた。
- 自分は経済的に余裕があるが、過去に自分に暴力をふるっていた父親が生活保護を申請したらしく、居住地の福祉事務所から「援助してください」と連絡がきた。

次に、もしあなたが生活に困って生活保護を申請しようと考えたときに、家族や親族に連絡がいくことについてどう思いますか？ また、家族や親族への連絡は必要だと思いますか？

議論してみよう！

上記の答えを考えたあとは、以下の2つのグループにわかれ、議論してみましょう。（10分）

- 生活に困ってもまず家族が養うべきとの原則を強化すべきであるため、扶養義務を守る必要がある。
- 家族の事情は人それぞれなので扶養義務は必要ないと思う。

より深く知るために

2013年生活保護法改正

2013年12月、生活保護法が約60年ぶりに改正されました。主な改正点としては、

①生活保護の申請の際に申請書や必要書類の提出を求めるこ

②扶養義務者への調査権限の拡大

③稼働年齢層への就労支援の強化

などがあげられます。これに対して支援団体や法律家などは、①は、困窮した人ほど収入・資産の証明などが難しいこと（ホームレス状態の人など）、②については家族の実態をみずく一律に扶養調査を行えるようにすると、申請に対して委縮させてしまう、などの問題点を指摘しました。

政府の国会答弁では、①についても②についても、法律の文言を変えても実際の運用はこれまでどおりというものでした。これまでどおりなら、なぜ法律を変える必要があるのでしょうか。各自治体の現場で解釈の違いが出てしまうと（法律の文言どおり運用する窓口と、これまでどおりの窓口

と）、必要な人が利用しづらい制度になってしまい可能性があります。

さきほどグラフで紹介したように、生活保護制度は、高齢者や病気・障害がある人、母子家庭など、社会のなかで困難な状況におちいりやすい人を支えています。③は、いわゆる働く年齢層といわれる「その他の世帯」を指していますが、就労支援を強化したからといって、受け入れ先の企業の雇用状況や社会の状況が変わらないと、実際には仕事につくことは容易ではありません。

本来は、必要な人がすぐ利用することができて、必要であれば利用を続けることもでき、体や心を十分に休めてから自立に向かって進んでいくべきものが、利用することも難しく、利用できたとしてもすぐに追い立てられてしまうような制度改革が行われてしまいました。最後のセーフティネットとしての生活保護制度、あなたならどのような制度がいいと思いますか？



より深く学べる資料

雨宮処凜『14歳からわかる生活保護（14歳の世渡り術）』河出書房新社、2012年

稻葉剛『生活保護から考える』岩波新書、2013年

生活保護問題対策全国会議監修・尾藤廣喜・吉永純・小久保哲郎編著『生活保護「改革」ここが焦点だ！』

あけび書房、2011年

生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護「改革」—Q&Aでわかる 基準引き下げと法「改正」の問題点』明石書店、2013年

日本弁護士連合会編「あなたも使える生活保護」（2015年）

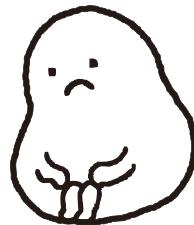
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatsuhogo_qa_pam_150109.pdf
みわよしこ『生活保護リアル』日本評論社、2013年

第7章 生活保護って 不正受給も多いんでしょう？

学習のねらい

- 生活保護をめぐる誤解について知る。
- 生活保護制度の運用の実態を考える。
- 制度からもれている人がいる現状を知る。

不正じゅきゅうは
まずいんじゃない？



これだけは知っておきたいキホンの「キ」

生活保護によくある誤解

「あいつ生活保護なのにベンツ乗っている」「生活保護でお金を渡してもパンチコに使っちゃう」

テレビや新聞、雑誌などではこのような声をよく聞きます。

また、2012年にお笑い芸人の母親が生活保護を利用していたことが明らかになり、そのこと自体は不正でないにもかかわらず、国会でもそのことが追及されるなど、マスコミ報道でも「生活保護バッシング」が起きています。

本来であれば、生活に困ってどうしようもなくなってしまった人を支える、とても大切な制度のはずなのに。

「税金で養ってもらっている」「怠けている人、努力しない人が使っている」などというイメージがひろがってしまっていることは、制度の信頼性にかかる問題もあります。また、生活保護利用者が、自分が生活保護を利用していることを人に言えなくなったり、恥だと思ってしまった、それによって精神的に追い詰められてしまうことにもつながってしまいます。

ここでは、よくある誤解について解説していきます。まず、本当に不正受給が横行しているのでしょうか。

用語解説

●お笑い芸人の生活保護不正受給問題

2012年春、高額所得者のお笑い芸人の母親が生活保護を受給していたことが、まるで不正受給であるかのような報道がなされたことにより、謝罪会見や保護費返還を余儀なくされた。

一連の騒動は、制度や利用者全般に対するバッシング報道を引き起こし、生活保護に対する誤解や偏見を助長する結果となった。

不正受給の状況

【不正受給件数、金額等の推移】

年度	不正受給件数 件	金額 千円	1件当たり 金額 千円
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,506	569
17	12,535	7,192,788	574
18	14,669	8,978,492	612
19	15,979	9,182,994	575
20	18,623	10,617,982	570
21	19,726	10,214,704	518

資料：平成21年度監査実施結果報告

【不正内容（平成21年度）】

内訳	実数 件	構成比 %
稼働収入の無申告	9,891	50.1
稼働収入の過小申告	1,983	10.1
各種年金等の無申告	4,022	20.4
保険金等の無申告	742	3.8
預貯金等の無申告	483	2.4
交通事故に係る収入の無申告	292	1.5
その他	2,313	11.7
計	19,726	100.0

資料：平成21年度監査実施結果報告

厚生労働省の資料によれば、2009年の段階で、不正受給は全国で1年間に19,726件。金額でいうと約102億円。これは、生活保護にかかる費用全体からみるとわずか約0.38%です。件数自体は増加傾向にありますが、生活保護利用者の総数が増えているため、1件当たりの金額はむしろ減っています。

また、不正の内容に関しては、収入の無申告や過少申告が8割以上を占めます。生活保護利用中は、仕事や年金などの収入を必ず申告しなければならないのですが、この無申告や過少申告には、意図して悪意をもって行った不正受給と、たんに申告を忘れてしまった、申告をしなければいけないことを知らなかった、間違ってしまったものとが含まれています。たとえば、障害をもつ人が作業所で働いた工賃を申告しなければいけないと知らずに不正受給になってしまったり、母子世帯で母親が生活保護利用中であると子どもに伝えておらず、子どもがアルバイトで得たお金を申告しなかったなどは、悪意ある「不正受給」とは一線を画します。

ケースワーカーって何する人?

下記の「不正受給発見の契機」をみてみると、「照会・調査」が約9割を占めます。これは、ケースワーカーが調査をして発見した、ということです。

【不正受給発見の契機の状況（平成21年度）】

照会・調査	通報・投書	その他	計
17,621件 (89.3%)	1,266件 (6.4%)	839件 (4.3%)	19,726件 (100.0%)

資料：平成21年度監査実施結果報告

- ①「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの及びに監査指摘等によるものである。
- ②「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報及び投書である。
- ③「その他」とは、新聞報道等によるものである。

では、ケースワーカーとは何でしょう？一言でいうと、生活保護利用者を支援する役所の担当者です。生活保護の申請を受理し、生活保護が必要かどうか調査をし、必要であれば決定する。そして、その人の状況にあわせて、通院が必要なのか、介護が必要なのか、住居を用意する必要があるか、就労支援が必要など、さまざまな手配をしたり施策を活用したり、相談を聞きながら支援を整えていく役割です。生活保護利用者は高齢者や傷病・障害者、母子家庭、DVを受けて逃げてきた、ホームレス生活をしていたなど、さまざまな困難さを抱えた人が多いため、ケースワーカーは大忙しです。彼らの生活の困難の状況は待ったなしなので、必要な支援を迅速に届けなければなりません。

しかし実際は、なかなか手が回っていないのが現状です。厚労省は1人のケースワーカーが80世帯を担当することを標準数として定義していますが、生活保護利用世帯が多い自治体では1人が100世帯を超えて担当していることもめずらしくありません。

また、ケースワーカーが必ずしも福祉の専門家というわけでもなく、福祉の勉強をした経験が少ない人でも役所の配置転換で異動してくるなど、質的にも必ずしも満足な人員体制を確保できているとはいえない状況があります。

不正受給を減らし、必要な人により適切な支援を届けていくためにも、ケースワーカーの増員や専門性の向上は急務なのですが、対策は進んでいません。

●収入申告

生活保護利用中は、給料の金額、一時的なアルバイトや、仕送り、ネットオークションなどで品物を売った収入も原則として申告しなければならない。就労収入のうち一定の金額は控除されて手元に残る。15,000円までは全額控除、それ以上は10%の控除。

○ケースワーカーの現状

ケースワーカー1人あたりの受け持ち世帯数は、市部で95.8世帯で標準の80を上回り、ケースワーカーが足りていない状況が明らかである。(2012年厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

データから考(え)てみよう

生活保護制度を考えるときに「捕捉率」をみると、その問題点が浮かびあがります。捕捉率とは、本来利用できる人のなかでどのくらいの人が実際に利用しているのかの割合です。下記の表をみるとわかるように、日本では生活保護の捕捉率は15～30%にとどまります。

各国の公的扶助利用率・捕捉率の比較					
	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万	6503万人	6200万人	942万人
生活保護利用者数	216万人	794万人	372万人	572万人	42万人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3～32%	64.6%	91.6%	47～90%	82%

(日本弁護士連合会：「Q&A今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの？」2014年)

第1章で、日本で貧困率が上昇していることを述べましたが、日本では生活保護制度を利用できるくらいの状況まで困窮していても、生活保護を利用していない人が多いということになります。この捕捉率の低さにはさまざまな理由があります。

1つには**ステイグマ性**といって、生活保護利用を恥ずかしいと思ってしまう、近所の人に知られたくないなどの、恥の意識や偏見が、本人や周囲の人、社会全体に根強いこと。

2つめは、扶養義務の問題で、家族や親族に知られたくない、迷惑をかけてしまうと思って申請をためらってしまう人が多いこと。

3つめは、後述の「水際作戦」で、窓口に相談に行ってもきちんと対応されずに追い返されてしまうこと。

4つめは、「持ち家だから無理」「車を売らないといけない」「若いから無理」など誤った知識や価値観にとらわれて制度利用をためらってしまうこと。

これらはいずれも、生活保護や社会保障のしくみへの正しい知識や、私たち一人ひとりがもっている権利に対する理解が不足していること、また社会全体がそれを共有できていないことからきています。これが改善されれば、捕捉率を上げることができるかもしれません。

諸外国では支援が必要な人をより積極的に支援しようとさまざまな施策を考えていますが、日本では、そもそも制度のことを教育の場で教えていなかったり、社会に周知していかなかったり。必要な人はどんどん利用し、必要な支援はどんどんつくっていくという発想が必要なのかもしれません。

○漏給

本来なら生活保護を支給されるべき人に支給がなされないこと。日本の場合、捕捉率が30%とすると、70%の人は漏給の状態にあるといえる。

●ステイグマ

他者や社会集団によって、個人やある属性に対して押しつけられた負の烙印（レッテル）。押しつけられた側には不名誉や屈辱の感情をもたらすほか、社会の中にその人（たち）への差別的感情をもたらす。

やってみよう

生活保護申請の窓口を再現しよう

ロールプレイで体験しよう！

2人1組になって、1人が生活保護の申請者、もう1人が窓口の担当ケースワーカーになって、生活保護申請の窓口を再現してみましょう。

ポイント解説

申請者：水際作戦にあっても切り抜けよう。

担当ケースワーカー：あらゆる手段を使って追い返そう。

それぞれ、より説得力のある説明をしてロールプレイしてみましょう。

貧困ってなんだらう？

貧困の今むかし

なんばつとかなる？

どうしてするの？ムレスに

こやを自治していはるの？

生活保護ってどんな制度？

生活保護つてないよ？受給

貧困おちいりやすい？

子どもの貧困って？

私たちにできること

みんなで話そう 生活保護のお金でパチンコしていいの？

議論してみよう！

生活保護制度では、食費など生活に必要な費用を現金で支給します。その使いみちは本人にまかされる部分が大きく、生活保護費のなかからパチンコなどのギャンブルや、お酒、たばこなどを購入することは、生活に支障のない範囲で認められています。

ここでは、以下の2つのグループにわかれて議論してみましょう。（10分）

- 生活保護のお金でパチンコなどの遊興をしてしまうのはダメ
- 支給されたお金のなかでやりくりする分には問題ない

より深く知るために

水際作戦の恐怖

ケースワーカーが増えれば問題が解決するとは限りません。とくに、生活保護制度の運用は、ときにその人の命を左右する、とても重大な結果をもたらすこともあります。

もし、あなたが生活に困って生活保護の申請にいっても、不当に追いかえられてしまったら、いったいどうしたらいいでしょうか。多くの方はそんなことは起こらないだろうと思うでしょう。しかし、実際には、生活保護行政における不当・違法な対応はあとを絶ちません。たとえば、

「まだ若いから生活保護は利用できません」
「家族がいる場合は実家に帰る決まりになっています」

「まずはハローワークに行ってください」
「住所がない人は申請できません」

などは、典型的な違法な対応です。これらの中でも、とくに、生活保護の申請を窓口で違法に妨げることを「水際作戦」と呼びます。

私たち一人ひとりには、制度にアクセスするための「申請権」が保障されています。水際作戦は、その申請権を侵害するものであるといえます。

厚生労働省は各自治体に対し窓口での運用を指導しており、生活保護の相談に訪れた人がいれば、適切に制度の説明を行い、制度利用に向けて援助・誘導していくことが望ましいとしています。しかし、上記のような対応は、明らかに生活保護申請をあきらめさせるような誤った運用です。

2012年には札幌市の白石区で姉妹が貧困の末に死亡する悲しい事件がありました。死亡する前、姉は3度にわたって福祉事務所を訪ねていたにもかかわらず乾パンを渡されたのみでした。姉は2011年末に病死。料金滞納で電気・ガスも止められており、知的障害のある妹は、姉の死後に凍死しました。

2014年には千葉県銚子市で生活困窮し家賃滞納した母子家庭の母親が娘と無理心中をはかった事件では、母親が福祉事務所に相談に訪れたものの、生活保護申請にいたりませんでした。県営住宅家賃や税金、健康保険料等の滞納もあったのに、関係機関で状況を把握できておらず、困窮状態にある人のSOSを拾いきれていない生活保護行政の本質はまだまだ根深く残っています。



より深く学べる資料

柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活①』小学館、2014年

全国「餓死」「孤立死」問題調査団編『「餓死・孤立死」の頻発を見よ！—徹底調査 生活保護バッシングで隠された真実』あけび書房、2012年

生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&Aでわかる 生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店、2012年

藤田孝典『ひとりも殺させない—それでも生活保護を否定しますか』堀之内出版、2013年

第8章 女性や障がい者は 貧困におちいりやすい?

学習のねらい

- 女性の貧困の現状を知る。
- 障がいと貧困の関連について考える。
- マイノリティがより貧困におちいりやすい現状を知る。

男性と女性で“なにか
ちがいがあるの?”



これだけは知っておきたいキホンの「キ」

マイノリティは貧困におちいりやすい?

近年、「女性の貧困」ということばがメディアでも取りざたされることが増えてきました。

2014年1月27日に放送されたNHKクローズアップ現代「あしたが見えない～深刻化する“若年女性”的貧困～」という番組では、性風俗で働く貧困状態の女性にスポットライトをあて、託児所と連携した風俗店の存在など、性産業が結果的に公的なセーフティネットよりも彼女たちを支えている現実と、そこで働く女性たちの姿を描き、社会に大きなインパクトを与えました。

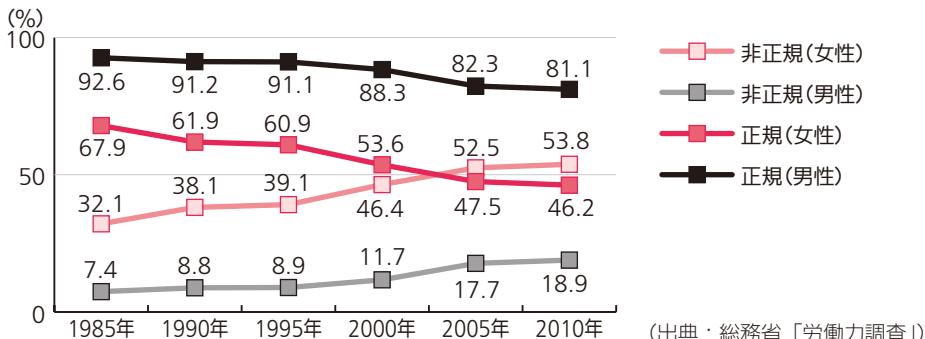
女性や子ども、傷病・障がいをもつ人などは、一般的に貧困におちいりやすいといわれています。その理由としては「雇用」につきづらいことにより経済的な自立が難しいこと、そして第5章で紹介したように、社会保障のしくみが生活を支えるには不十分であることなどがあげられます。

「雇用」における男女差

「雇用」という切り口でみると男女ではどのような差があるのでしょうか。

非正規労働と正規労働の割合を男女で比較してみてみると、1985年から2010年で、男性の非正規労働者は7.4%から18.9%に上昇し、女性の非正規労働者は32.1%から53.8%と増加しています。もともと女性はパート労働などが多く、非正規労働率が高い傾向がありました。しかし、2010年では半分以上が非正規労働者という驚きの数字になっています。

正規雇用と非正規労働者の推移



用語解説

●マイノリティ

社会的少数者ともよばれ、社会のなかで、その属性が少数派である個人や集団のことを指す。社会のなかで、偏見や差別の対象になりやすい。また、社会制度が、多数派にあわせて設計されているために損失をこうむりやすい。

●障がいという表記

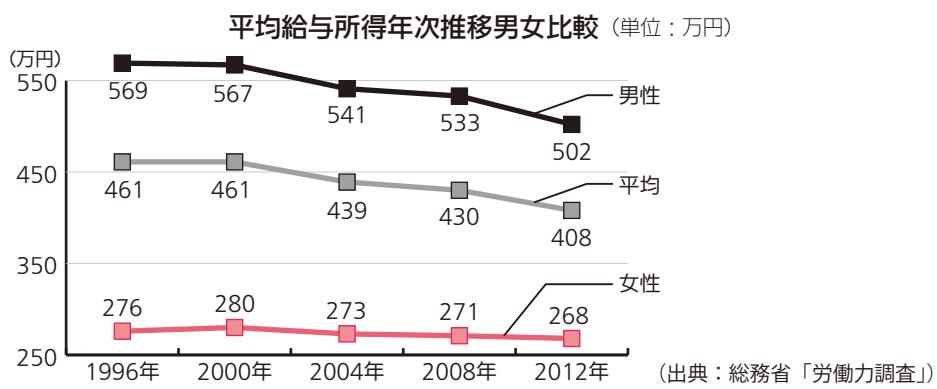
「障がい」の表記については、さまざまな意見がある。「障害」については、害の字に「害悪」「公害」などの負のイメージが強く、不快に思うといった意見があり、害の字をひらがなにする人がいる一方、「障碍」の表記を採用する人もいる。碍は「妨げ」という意味で、負のイメージが少ないといわれる。本書では「障がい」の表記を採用しているが、ほかの表記を否定するものではない。

●パート労働

第3章の用語解説を参照。

また、平均給与所得の男女別の年次推移をみても、1996年から2012年で男性の平均給与所得は569万円から502万円へのダウンとなっていますが、女性は276万円から268万円で、女性は最初から低所得状態にあったことがよくわかります。

1986年に**男女雇用機会均等法**、1999年には**男女共同参画社会基本法**の成立など、近年さまざまな取り組みがなされてきてはいますが、雇用の実態は、女性がおかれている状況の厳しさをはっきりとあらわしています。



DV（ドメスティックバイオレンス）って何？

女性の貧困について考えるとき、その背景にDV（ドメスティックバイオレンス）の問題があることを忘れてはいけません。DVとは、おもに夫婦やカップル間での暴力のことです。

これらはときに男性らしい女性らしいという**ジェンダー**規範によってその問題点が隠れてしまいがちです。しかし、個々の関係性の問題ではなく、社会的な問題であるとの認識の広まりを受けて、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が2001年に成立しました。

DVを受けても、被害者側が経済的に自立していないと、そこから逃げ出したいても逃げ出せないという状況におちいってしまう可能性があります。またDV被害から逃れようとすると、仕事を辞めざるをえなくなったり、引っ越しをせざるをえなくなったりと、被害者側が経済的な基盤や人間関係を失ってしまうこともありますが、それに対する社会のサポートは不十分です。

DVなど暴力の問題は女性だけではなく、子どもや障がいのある人、高齢者などの弱い立場の人に及ぶことが多く、児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待禁止法、高齢者虐待防止法など、さまざまな施策が整えられつつあります。しかしこれは逆にいうと、それだけマイノリティの人が社会の中で暴力を受けやすく、また経済的な自立が社会的に難しいということであり、望まないかたちで家族のもとにとどまったり、パートナー関係を維持してしまったりしている人が少なくありません。

近年「家族」や「絆」などのことばがクローズアップされがちですが、「扶養（家族の援助）」にしばられることなく、女性や子ども、傷病・障がいのある人などマイノリティの立場の人が、男性と同じく必要な雇用につくことができたり、必要な社会保障制度によって支えられながら生きることができる社会。それこそが、一人ひとりが生きやすい社会なのではないでしょうか。

●男女雇用機会均等法

職場における男女差別を禁止した法律。募集・採用・昇給・昇進・退職・解雇などにおいて性別を理由とする差別を禁じた。その後、婚姻、妊娠・出産などを理由とする差別の禁止や、セクシャルハラスメント防止なども盛り込まれた。

●男女共同参画社会基本法

男女が性別にかかわりなく、政治的・経済的・社会的・文化的にその個性と能力を十分に發揮することができる社会を実現するための法律。

●DV

DVには以下のものが含まれる。

- ・身体的暴力（殴る・蹴る・たたく・物を投げるなど）
- ・精神的暴力（暴言・脅迫・嫌がらせなど）
- ・性的暴力（性的な嫌がらせ・性的な行為を強要するなど）
- ・経済的暴力（必要なお金渡さない・お金をせびるなど）
- ・社会的暴力（他の人と会うことを嫌がる・出かけることを嫌がるなど）

●ジェンダー

生物学的な性差をセクスとよぶのに対して、社会的、文化的に形成された性のありようを**ジェンダー**とよぶ。社会の中で女はこう、男はこうとされる役割、習慣、態度、服装などがそれで、時代・文化・地域などによりそれぞれ異なる。

データから考(考)えてみよう

内閣府「障害者白書（2014年）」によれば、日本の障がい者の人口は、身体障がい約394万人、知的障がい約74万人、精神障がい約320万人となっています。障害者手帳をもっていないが病気がある、などの人を含めると、これ以上の人人が何らかの病気や障がいをもっていることができます。

障がいをもつ人を支えるための制度として**障害年金**という制度がありますが、障害基礎年金は以下のとおりで（日本年金機構ホームページ、2014年）、年金だけで生活できるような金額ではありません。

- ・**1級 年額 966,000円（月額 80,500円）**
- ・**2級 年額 772,800円（月額 64,400円）**

障害年金受給者は約194万世帯といわれていますが、生活保護受給者のうち障害年金受給者は約11万世帯（2011年国立社会保障人口問題研究所）で、障害年金では足りない生活費を生活保護で補いながら生活している人が意外に少ないと驚かされます。国の統計では障がい者全体が約740万人ですから、障害年金の受給世帯数をみても実態にあっていません。

また、**障がい者の雇用**についていえば、約45万人が「障害者雇用」として就労しており、こちらも全体からすると非常に少ない数字といえるでしょう。

彼ら・彼女らがどのように生活をしているのかというと、多くは「扶養＝家族の援助」によって支えられていると考えられます。

本来であれば就労することが難しくとも、ひとりの市民として社会保障制度を利用しながら地域のなかで生活していくことは保障されるべきです。しかし、実際には望まぬ環境で生きていかざるをえない人が少なからず存在しているのです。

やってみよう DVについて考えよう！

考え方！①

本来は性別とは関係のないことがらであるのに、日常生活のなかでのちょっとしたことば、行動のなかに、女性は〇〇、男性は××といった表現が、あたかも**性別による役割分業**のようにふくまれていることがあります。たとえば次のような表現があげられるでしょう。

女の子は料理ができるあたりまえ／男の子は泣いてはいけません

女子力が高い／男らしくてカッコイイ

日常的に使っていることばで、他にどのような表現があるか、考えましょう。

考え方！②

もし、彼氏（彼女）に以下のようなことを言われたりされたりしたらどう思いますか？ また、どのように返答しますか？ そして、どこまでが愛で、どこからが束縛で、どこからが支配だと思いますか？

1. 自分以外の異性と会うのをやめてほしい
2. 休日は自分とのデートのために必ず空けておいてほしい

●障害者手帳

障がい者として公的機関に認定を受けることで発行される、障害を証明するための手帳で、この有無で受けられるサービスがとなる。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。ただし、知的障がい者に発行される療育手帳は、「愛の手帳」「みどりの手帳」など、自治体によって呼称がとなる場合がある。

●障害年金

国民年金に加入しているあいだに病気やけがで受診し、法令により定められた障害の状態になったとき、障害基礎年金が支給される。厚生年金に加入していて同様の状況になった場合は、さらに障害厚生年金が上乗せさせる。

●障がい者の雇用

2008年「障害者雇用実態調査」によると、雇用障害者数（従業員5人規模以上）は以下のとおり。

身体障害者：34万6千人

知的障害者：7万3千人

精神障害者：2万9千人

●性別役割分業

性別によって役割や労働に相違があること、またはそれを前提とした社会制度のこと。

ポイント解説

(例) どこまでが愛？

- 会いたい
- 会えないというと不機嫌になる
- 会ってくれないと〇〇する
- 会えないというと激高する

3. 買い物や食事の代金をいつも自分が払わされる
4. メールの返信しないと怒られる

みんなで話そう　社会の多様性について考えよう

議論してみよう！

グローバル競争のなかで近年、力のある人がより大きな恵みを得るべきだという弱肉強食的な考え方方が存在します。しかし、たとえば傷病・障がいをもっている人のなかには、生まれながらに、または後天的にそういう力をもてずに、就労することや自分だけの力で日常生活を送ることが難しい人もいます。以下のような状況のとき、あなたはどのように考えますか？　話し合ってみましょう。（15分）

- ・100人の村で健康な人50人と病気の人が50人住んでいる
- ・食糧難からリンゴがあと50個しか残っていない
- ・健康な人はリンゴを村の外に探しに行くことができるが、リンゴを食べないとその元気はない
- ・村の外に必ずリンゴがあるかどうかはわからない

より深く知るために　外国人と生活保護

2014年7月18日、最高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、在留資格「永住者」を有する外国人が、生活保護法に基づく生活保護の申請をしたところ、大分市福祉事務所長から申請を却下する旨の処分を受けたとして、却下処分の取消し等を求めた事件について、これを認めた福岡高等裁判所の判決を破棄し、外国人の場合は生活保護法に基づく生活保護の受給権を有しないとの判断をくだしました。

ではこれを受けて、外国人の生活保護はすぐさまやめるべきだ、となるかというとそうではありません。実は、これまで現在も、外国人は生活保護法にもとづく保護を利用できません。生活保護制度は憲法25条を根拠にしている法律ですが、あくまで国民が対象で、外国人は含まれません。しかし、外国籍で生活保護を利用している人は、全国で約4.3万世帯（2011年）にのぼります。どういうことでしょうか。

外国人に関しては、最高裁の判断にあるように、生活保護法にもとづく生活保護は適用されません。しかし、永住者や、日本人を配偶者にもつ人、定住者、特別永住者や難民などの状況の場合は、必要に応じて生活保護に準じた保護を行政措置として行う、とされています。ですので、外国人の場合は、あくまで行政措置であるという違いはありますが、支援の実態としては、生活保護とかわらない支援を事実上受けることができます。

現在のところ、外国人で生活保護を利用できるのは、日本に「定住」している人などごく一部の人で、しかも多くは日本で仕事をしていて、高齢や病気、離婚や失業で生活困窮した人たちです。

彼ら・彼女らに、本来の権利としての生活保護を適用するか、あくまで行政措置としての生活保護にとどめるのか、それとも、生活保護自体から排除してしまうのか。あなたなら、どうあるべきだと思いますか？



より深く学べる資料

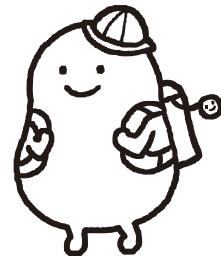
- 赤石千衣子『ひとり親家庭』岩波新書、2014年
 大野更紗『困ってるひと』ポプラ文庫、2012年
 丸山里美『女性ホームレスとして生きる—貧困と排除の社会学』世界思想社、2013年
 水無田気流『シングルマザーの貧困』光文社新書、2014年
 大和彩『失職女子。一私がリストラされてから、生活保護を受給するまで』WAVE出版、2014年

第9章 子どもの貧困ってなに？

学習のねらい

- 子どもの貧困について考える。
- 貧困が子どもにおよぼす影響について知る。
- 所得の再分配が機能していない現状について考える。

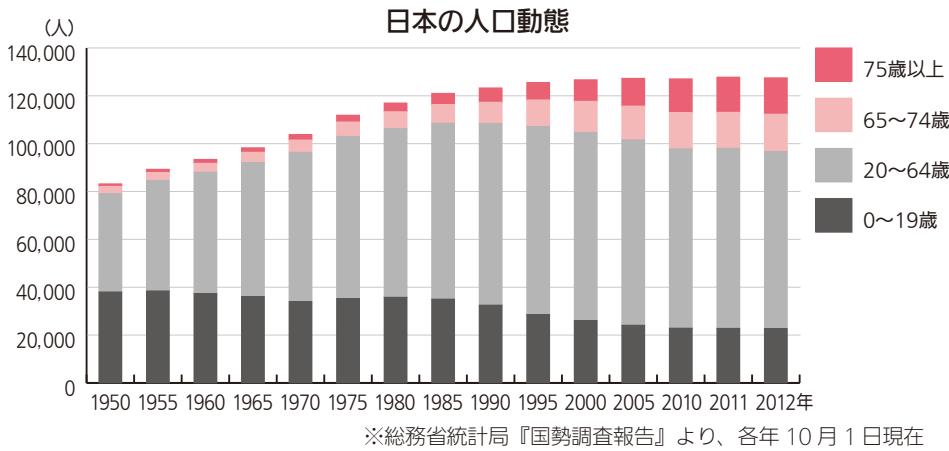
「子どもがひんこん状態ってどういうこと？」



これだけは知っておきたいキホンの「キ」

ひろがる子どもの貧困

現在、日本社会では超少子高齢化をむかえています。1950年には全人口に占める20歳未満の人の割合は45.7%でしたが、2012年には17.7%と減少しています。また、同じく、1950年には65歳以上の高齢者は20人に1人でしたが、2012年では4人に1人となっています。そんななか、第1章でみてきたように、子どもの貧困率は近年上昇しています。



住む家がない、ごはんをまったく食べられない、服もボロボロといった状況におかれている子どもは、親の育児放棄や虐待にもあたり、日本では決して多いわけではありません。

しかし、病気やケガをしても病院に行けず保健室の応急手当で何とかする、給食代や修学旅行代を払えない、風呂に毎日入ることができずいじめられて

用語解説

●少子高齢化

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%以上である社会を「超高齢社会」とよぶ。

少子化は、総人口に占める子どもの割合が低下すること。少子高齢化は、少子化と高齢化が同時に進行している状態を指す。

●子どもの虐待

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）では、虐待を以下の4つに大別している。

身体的虐待：殴る蹴るなどの暴行を加えること

心理的虐待：暴言・どう鳴、無視、存在を否定したり自尊心を踏みにじるような言動をとること

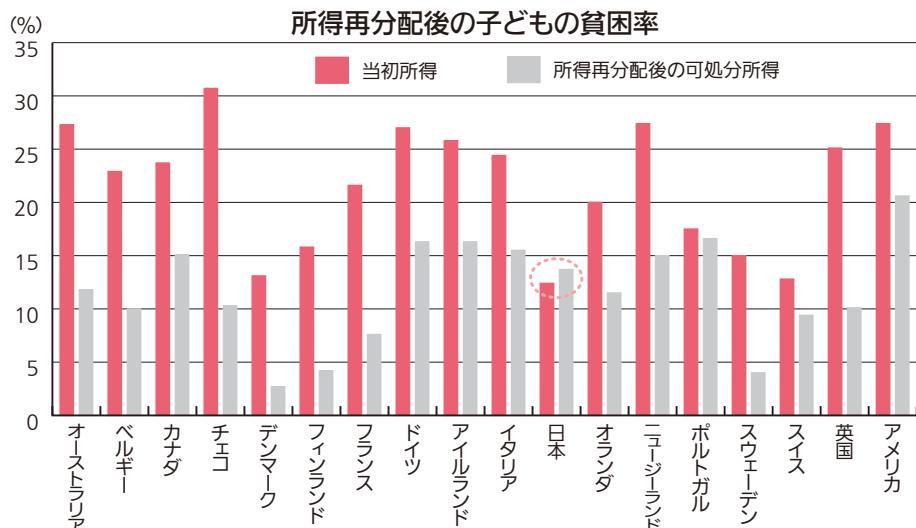
性的虐待：児童にわいせつな行為をしたりさせたりすること

ネグレクト（育児放棄）：食事を与えない、病院を受診させない、服を着替えさせないなど、必要な世話を怠ること

しまうといった子どもが増えている実態が、近年明らかになっています。

貧困の連鎖を防ぐには?

これらの貧困状態にある人への支援として、第5章でみてきたようなさまざまな社会保障制度が存在します。しかし、社会保障制度は年金や医療、介護など、どちらかといえば子どもよりも高齢者などへの支援が多く、日本社会は子どもへの再分配機能が低いといわれています。



※平成23年版厚生労働白書、OECD「Growing Unequal? (2008)」より

上のグラフを見ると、先進諸国の中で日本だけが再分配後に貧困率が上がってしまっていることがわかります。子どもへの支援があまりにも不足している実態を端的にあらわしているといえるでしょう。

また、生活保護を利用している世帯の世帯主のうち約25%（母子世帯においては約41%）が子ども時代に生活保護世帯で育っていることが明らかになるなど、**貧困が次の世代に連鎖**している状況や、貧困におちいった人がそのまま貧困の状態に固定化されている状況が浮き彫りになりました（関西国際大学道中隆教授による平成19年の某市での調査研究結果による）。

政府の子どもの貧困への方針は?

こういった「子どもの貧困」の実態を受けて、2013年国会で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立しました。国として、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるための環境整備、教育の機会の均等などを目指すという方向性が示されたことは非常に大きな前進といえます。

しかし、2014年8月29日に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」をみると、以下の支援について記載があります。

- ・学習支援
- ・就学支援
- ・親への就労支援

残念ながら、必要な人への**給付型の支援**についてはとくに記載されていません。また、子どもの貧困率削減の数値目標については記載が見送られるなど、対策としては不十分なものとなっています。

○いじめと貧困

貧困が原因でいじめの対象になることもあれば、深刻ないじめが、不登校やうつなどの精神疾患を引き起こし、結果として貧困に結びついてしまうこともある。

●所得再分配

第1章の用語解説を参照。

●貧困の世代間連鎖

親の経済状況によって、子どもの受けられる教育機会が制限され、進学や就職で不利になり、低収入で不安定な仕事にしきつけず、その子どももまた教育機会が制限され……というように、親、子、孫と世代間にわたって貧困が連鎖すること。

●給付型支援

たとえば返済が不要な給付型奨学金など。給付型でなく、貸付であった場合は、学校を卒業したときに奨学金が大きな借金となってのしかかってくる。

6人に1人の子どもが貧困。これは、30人のクラスで5人の子どもが生まれながらに大きなハンディを背負ってしまっていることをあらわしています。子どもたちが夢や希望をもって学び育っていくことができる社会にしていくためには、どのような施策が必要なのでしょうか。

データから考(考)えてみよう

平成25年厚労省「国民生活基礎調査」を見ると、母子家庭の貧困状況の深刻さを知ることができます。

ひとり親家庭の貧困率は54.6%と相対的貧困率の16.1%と比べてもずば抜けて高いことが明らかになりました。また各種世帯のうち、「母子世帯」では95.9%（「児童のいる世帯」は41.5%）が平均所得金額以下で生活していることがわかります。

「貯蓄がない／50万円未満」と答えた人は全体で20.9%でしたが、母子世帯では49.2%、生活意識についての回答では「生活が大変苦しい」「生活が苦しい」と答えた人は母子世帯で84.8%と、厳しい家計の状況がうかがえます。

また、母子家庭の81%、父子家庭の91%が就労しており（平成23年度全国母子世帯等調査）、日本は先進諸国と比べてもひとり親家庭の就労率が高いにもかかわらず、貧困率もきわめて高い状況となっています。

ひとりで働きながら子育てをする。それだけでもとても大変なことですが、さらに貧困が追い打ちをかけています。あなたはこういった実態を見て、どう考えますか？

●ひとり親家庭の就労率

アメリカ	(73.8%)
イギリス	(56.2%)
フランス	(70.1%)
イタリア	(78.0%)
オランダ	(56.9%)
ドイツ	(62.0%)
O E C D 平均	(70.6%)

※ OECD「Babie and Bosses」より（2005年）

やってみよう

教育にかかるお金ってどれくらい？

大人になるまでにどのくらいお金がかかるか考えよう！

以下の表は大人になるまでにどのくらいの費用がかかるかの概算をまとめたものです。

みなさんはいくらかかりますか？ または、いくらかかる予定ですか？ 計算してみましょう。

基本的養育費 (子ども1人に22年間でかかる費用)	
出産・育児費用	約89万円
22年間の食費	約702万円
22年間の衣料費	約159万円
22年間の保健医療・理容美容費	約173万円
22年間のお小遣い代	約469万円
子どもの私的所有物代	約88万円
合計	約1680万円

※ 2001年AIU 現代子育て経済考より

教育費 (私立・公立別の教育にかかる費用)		
幼稚園2年間	公立	約64万円
	私立	約124万円
小学校6年間	公立	約276万円
	私立	約777万円
中学校3年間	公立	約196万円
	私立	約396万円
高校3年間	公立	約190万円
	私立	約424万円
大学4年間	国立	約453万円
	私立文系	約549万円
	私立理系	約650万円
	私立医・理系	約2900万円

ポイント解説

○学習塾の費用

文部科学省の2012年度子供の学習費調査によると、たとえば公立中学校に通う子どもの学習塾の費用は、平均で年間175,222円という数字が出ている。

○就学援助

経済的に困窮している家庭に対し、子どもの学用品費、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、学校給食費などの費用の一部を国や地方自治体が援助する制度。

みんなで話そう 子どもの貧困をなくすためにどんな施策が必要?

考えてみよう!

兵庫県相生市では、2011年より、小学校、中学校、幼稚園の給食費を無料にする取り組みを始めています。子育て世帯の負担をなくしていくという自治体のこのような取り組みは、現在では約50近くの自治体にひろがっているといいます。

しかし一方で、制度をつくるということは費用もかかります。相生市では、約2,500人の子どもすべての給食費の合計は約1億1,000万円にのぼり、小さな自治体ではかなりの財政的な負担でもあります。

この政策について、「子どもがいない人が負担するのはおかしい」「高所得の子どもも一律に無料になるのはおかしい」などの反対の声もあります。

みなさんはどう思いますか？　まわりの友人や家族と話してみましょう。

より深く知るために

社会的養護の現状と貧困

現在日本社会では、保護者のいない子どもや虐待を受けている子どもを公的な責任において守るためのしくみとして、「社会的養護」というものがあります。対象者は約46,000人です（平成26年厚生労働省「社会的養護の現状について」）。

その内訳は、里親に養育されている子どもが約5,000人、児童養護施設に入所している子どもが約28,000人、乳児院や母子生活支援施設入所者が約9,000人となっています。社会的養護にいたる過程はさまざまですが、虐待や両親の離婚、死別などが多く、その背景には経済的な理由も大きな原因となっていると考えられます。

また近年児童養護施設においては、障がい（身体・知的・精神など）をもっている子どもが増加しており、1987年には8.3%だったものが、2008年には23.4%と急増しています。

2000年に児童虐待の防止に関する法律が成立し、子どもの虐待の問題に対しそのまざまな取り組

みが行われてきましたが、全国の児童相談所によせられる児童虐待の件数は、2002年に約24,000件だったものが、2012年には約66,000件と急増しています。この数字は単純に児童虐待が増加したというよりは、これまで明らかになっていなかった虐待の問題が表面化するようになったという面が大きく、この数字もまだ氷山の一角であると考えられています。

さらに、児童養護施設や養育家庭を出た後、住まいや就労、人間関係などにおいて、さまざま困難を抱えがちであることや、それに支援が十分でない実態もわかってきてています。

子どもがそのスタートラインで不利益をこうむらないためにも、社会的養護の質・量の拡充、そして経済的な困窮が家族の不和や離散に直結しないような社会全体としての取り組みが求められているのではないでしょうか。



より深く学べる資料

阿部彩『子どもの貧困』岩波新書、2008年

阿部彩『子どもの貧困II—解決策を考える』岩波新書、2014年

仁藤夢乃『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社新書、2014年

山野良一『子どもの最貧困・日本一学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社新書、2008年

山野良一『子どもに貧困を押しつける国・日本』光文社新書、2014年

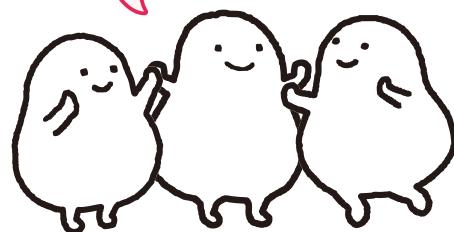
第10章 私たちにできること

学習のねらい

- 学んだことを自分の行動に生かす方法を考える。
- 支援団体の活動を知る。
- 困ったときに相談できる機関を知る。

これだけは 知っておきたいキホンの「キ」

ひんこんをなくすためには
なにができるかな？



貧困のない社会にしていくために

ここまで、貧困の歴史や現状、人が貧困にいたる背景や、貧困対策として国や自治体がどんなことをしているかなどをみてきました。

貧困は1人の人間の人生に大きなマイナスの影響を与えるだけでなく、それが子どもの世代に連鎖したり、貧困におちいらなければ、または貧困から抜け出せるしぐみがあれば元気に働いていた人を、病気や死においやっているということもわかつてきました。

法律を変える、制度を変える、雇用を増やす……。自分1人の力ではどうにもならないと思うかもしれません。しかし、社会を変える一歩は、もっと身近なところから踏み出せます。

親に金銭的な余裕がなくて大学に行けない友人を見て、あなたは「しかたがない」と思うでしょうか。もしそうなら、この社会はなかなか変わらないでしょう。しかし、「生まれ育った家が貧しいと勉強を続けることもできない社会はおかしい！」と考えたとしたら、それはもう社会を変える最初の第一歩を踏み出しているということです。

さまざまな支援活動

日本各地に貧困問題に取り組んでいる団体があります。

1人で貧困に立ち向かうことは難しくても、これら支援団体でボランティア活動をする、イベントに参加する、活動資金を寄付するなど、仲間と一緒に活動したり、「支援する人を支援する」ことはできるかもしれません。

ホームレス支援	炊き出し、夜回り、生活相談、医療相談など
法律家による支援	生活保護利用支援、借金問題などの相談
労働相談	賃金、解雇、パワハラなど労働問題に関する相談
女性支援	DV・セクハラ・ストーカーなどに関する相談、シェルター運営など
医療関係者による支援	無料の医療相談会の実施など
居場所の支援	女性、若者、生活保護利用者、精神障がい者などを対象とした居場所の運営
子どもへの支援	学習支援、居場所の運営など
こころの相談	電話相談など

用語解説

○法テラス

法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された、法的トラブルを解決するための機関。

経済的に困窮している人に対しては、無料法律相談や、弁護士費用の立て替えなども行う。

●夜回り

夜、「ホームレス」の人々が寝ているところを回り、食料を渡したり、困っていることがないかを聞きとったり、安否確認をしたりする活動。

〈もやい〉の活動

このレクチャーマニュアルを作成した「認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、〈もやい〉）」の活動をここでご紹介したいと思います。

〈もやい〉は、「貧困を社会的に解決する」というミッションのもと、2001年から活動を続けてきました。〈もやい〉は、貧困には「経済的な貧困」と「つながり（人間関係）の貧困」という2つの側面があるととらえ、その解決を目指しています。

そのために、貧困におちいった人が失ってしまった経済基盤や人間関係、居場所や社会参加の機会を取り戻すことを支援するのと並行して、法律や制度を充実させるよう国に提言したり、すでにある制度がより使いやすくなるようなしくみづくりをしたり、社会を変えることにも取り組んでいます。

具体的には、以下の4つの事業をとおして貧困問題の社会的な解決を達成しようとしています。

入居支援事業 〈もやい〉はもともと、ホームレス状態の人がアパートに入居しようとしたときに、連帯保証人が見つからずに入れないという問題につきあたり、それならば連帯保証人を引き受けようと立ち上げた団体です。保証人がいないという問題は、人間関係の「溜め」がない人が貧困におちいる、あるいは貧困におちいる過程でその「溜め」を失ってしまうことを象徴しています。

交流事業 アパート入居を果たしたあとも社会から孤立しないように、おもに当事者同士が立ち寄れるような交流サロンの開催や、女性や若者の居場所づくり、仕事をしたい人たちのためのコーヒー焙煎プロジェクトも始めました。

生活支援・支援事業 生活に困窮している人のための生活相談も行っています。その人の状況と本人の意思を確認したうえで、生活保護の申請をサポートしたり、公的機関・公的制度とつなぐお手伝いをしています。面談・電話・メールなどで年間約3,000件の相談があります。

広報・啓発事業 個別の支援にとどまらず、支援の現場からみえてきた課題を社会に発信したり、国や地方自治体などの公的機関に対して提言を行ったり、学校や地域での講演活動を行いながら、社会を変えるための活動も行っています。

〈もやい〉では、入居支援、生活相談、交流事業、広報・啓発事業のすべてにおいて、ボランティアの人たちが活躍しています。また、もやいの収入の7～8割は寄付で成り立っています。寄付でいただいたお金は、支援にたずさわるスタッフの人物費や、サロンの運営費用、生活保護申請に同行するときの交通費など、支援のあらゆる場面で使われています。〈もやい〉の活動に関心がある方は、巻末に〈もやい〉の連絡先やホームページのURLが載っていますので、ぜひご覧ください。

データから考(こ)えてみよう

このレクチャーマニュアルでは、さまざまなデータをとりあげてきました。貧困問題をより正確に客観的にとらえるためにも、貧困の支援の現場から情報発信をしていくうえでも、データをとる（数値化する）ことはきわめて重要です。

国や行政が法律や制度をつくるとき、しかも国民の税金を使ってその制度を運用していくにあたり、「何人の人が困っているかわからないけど、困っている人が多そうだから法律をつくり、税金を使って困っている人を支援しましたが、支援策でどれくらいの効果があったかわかりません」では、国民は納得しません。

ですから、国や自治体はもちろん、民間の支援団体も調査や分析を積極的



○もやい生活相談データ分析報告書

2014年3月に分析結果がまとめられ、報告書にまとめられた。〈もやい〉のホームページに簡易版のPDFデータを掲載している。

2012年以降もデータ集計は継続中である。

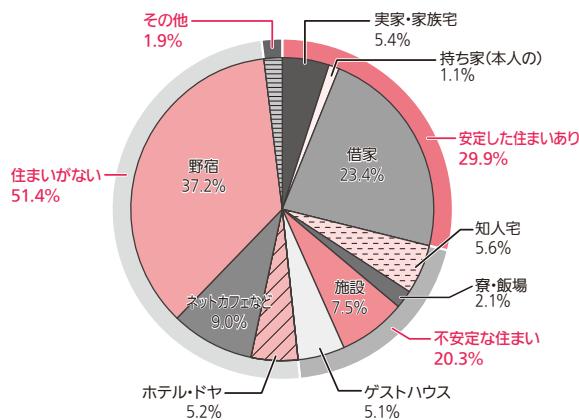
に行っていきます。支援団体がデータをとる目的は、貧困の状況を客観的な数値で示し、国や自治体に法制度の新設や改定を求めたり、その運用の改善などをうながすことがあります。

ここではその一例として、〈もやい〉が行った生活相談データ分析を一部紹介します。〈もやい〉では2004～2011年に生活相談に訪れた人、約2,000件のデータを分析しました。

たとえば相談に来た人の住まいの状況をみると、安定した住まい（アパート・実家など）が29.9%、不安定な住まい（居候・施設など）が20.3%、住まいがない（ネットカフェ・野宿など）が51.4%でした。「住まいがない」グループのうち、いわゆる「野宿」は約7割であり、残り3割はネットカフェ、サウナ、ファストフード店や脱法ハウスなどに寝泊まりしており、貧困状態が多様化し、より細分化され、実態がみえづらくなっていることが明らかになりました（グラフ参照）。

また、〈もやい〉に相談に来るまえに福祉事務所を訪れた際の対応をみると、生活保護などの制度利用にいたった人が10.2%、本人の意思で帰った人が4.4%、制度要件を満たさなかった人が11.7%、そして、相談したものとの制度利用にいたらなかった（水際作戦・誤った説明など）人が73.7%を占めることが明らかになりました。つまり7割以上の人々が、本来は公的制度を利用できる状況にあるにもかかわらず利用にいたらず、〈もやい〉に相談に訪れていました。

このようなデータを示すことで、「路上に寝ている人を数えるだけでは、ホームレス状態の人の実態はわかりませんよ」「福祉事務所の対応を改善してください」などの意見を説得力をもって行政や社会に訴えることができるのです。



やってみよう あなたが困ったとき、どこに相談しますか？

相談先のリストをつくろう

各自治体に必ずある相談機関があります。主なものを書き出したので、自分の住んでいる自治体ではどこにあるか調べてみましょう。それ以外にも、民間の団体やNPOがやっている支援機関もあります。インターネットなどで調べて、名称、専門分野、住所や連絡先を書き出してみましょう。

機関名（分野）	住所／連絡先
公的機関	福祉事務所（貧困、障がいなど）
	保健所（子ども、精神障がいなど）
	労働基準監督署（労働問題）
	子ども家庭支援センター（子ども、子育て）
	児童相談所（子ども）
	女性センター（女性）
	医療機関（病気、障がい、依存症など）
	地域包括支援センター（高齢）

民間機関	機関名（分野）	住所／連絡先
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

考えてみよう 目のまえに困っている友人がいたら？

あなたはどんなアドバイスができますか？

あなたの友人に、「お父さんが会社をクビになって、仕事を探しているけどなかなかみつからず、心労でうつ病になってしまった。お母さんはもともと障がいがあって働けない。家賃も払えなくなってしまった」と相談されたら、あなたはどんなアドバイスをしますか？

なるべく具体的なアドバイスができるように、どんな制度やサービスが使えるか、だれを頼ればよいか、考えてみましょう（10分）。

みんなで話そう 貧困をなくすためにできること

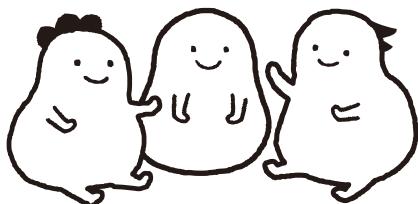
話してみよう！

貧困をなくすために、自分に何ができると思いますか？

- ・明日からできること
- ・長期的に取り組むこと

の2点について、みんなで話し合ってみましょう。（15分）

こんなこと
してみたい！



より深く学べる資料

小熊英二『社会を変えるには』講談社現代新書、2012年

駒崎弘樹『「社会を変える」を仕事にする—社会起業家という生き方』ちくま文庫、2011年

自立生活サポートセンター・もやい編『貧困待ったなし！一とっちらかりの10年間』岩波書店、2012年

年

湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年

生活保護申請書

年 月 日

宛先

福祉事務所所長

申請者氏名

印

住所

連絡先

要(被)保護者との関係

次の通り生活保護法による保護を申請します。

現住所							
世帯員の名前	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	健康状態
保護を受けたい理由							
(家族) 援助者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	現住所		

〈もやい〉に関心がある方は……

〈もやい〉で活動したい！

活動への参加を検討されている方は、まず『もやいセミナー』にお越しください。活動を通じてみえてきた日本の貧困について、スタッフが自身の体験をふまえてお話しするセミナーです。また、ボランティアとして参加する場合の、活動のはじめかたについてもご紹介します。

セミナー日程は、下記 URL をご覧ください。

<http://www.moyai.net/#seminar>

〈もやい〉を支援したい！

寄付に関しては、下記 URL をご覧ください。

<http://www.npomoyai.or.jp/donation>

〈もやい〉に相談したい！

〈もやい〉では、生活にお困りの方を対象に、生活相談を行っています。面談は、こもれび荘にて行っています。電話やメールで予約するか、当日直接お越しください。

●面談相談

火曜日 11～18時／祝日は休み

●電話相談

火曜日 12～18時、金曜日 11時～17時／
祝日は休み



これで研修・授業・講座ができる！ 貧困問題レクチャーマニュアル

発行日 2015年3月10日

編集・発行 認定特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい

〒162-0814 東京都新宿区新小川町7-7 アゼリアビル 202号室

TEL: 03-3266-5744 FAX: 03-3266-5748

URL <http://www.moyai.net/> e-mail info@npomoyai.or.jp

※この冊子は〈もやい〉ホームページからダウンロードできます。

<http://moyai-files.sunnyday.jp/pdf/hinkonlec.pdf>

※冊子の内容のコピーや転載は可能ですが、必ず出典を明記してください。

※内容を変更・編集して使用することはできません。



この印刷物は、復興支援の一環として、福島県の印刷会社に製造を依頼し発行したものです。



認定特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい

〒162-0814 東京都新宿区新小川町7-7 アゼリアビル202号室

Tel : 03-3266-5744 Fax : 03-3266-5748 (火曜日12時~18時、金曜日11時~17時)

E-Mail : info@npomoyai.or.jp URL : <http://www.moyai.net/>

